

廃棄物埋設施設における  
許可基準規則への適合性について

第十二条 監視測定設備

(1号、2号及び3号廃棄物埋設施設)

2020年7月

日本原燃株式会社

## 目 次

1. 第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 第十二条及びその解釈 .....	1
2. 設計対象設備 .....	3
(1) 許可基準規則第十二条第一号に基づく監視測定設備 .....	3
(2) 許可基準規則第十二条第二号に基づく監視測定設備 .....	3
(3) 許可基準規則第十二条第三号に基づく監視測定設備 .....	3
3. 許可基準規則への適合のための設計方針 .....	4
(1) 廃棄物埋設施設の特徴 .....	4
(2) 廃棄物埋設地から漏えいする放射性物質の濃度及び線量の監視測定設備 .....	4
(3) 事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量の監視測定設備 .....	4
(4) 地下水の水位その他の廃棄物埋設地及びその周囲の状況の監視測定設備 .....	5
4. 許可基準規則への適合性説明 .....	6
(1) 廃棄物埋設地から漏えいする放射性物質の濃度及び線量の監視測定設備 .....	6
(2) 事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量の監視測定設備 .....	8
(3) 地下水の水位その他の廃棄物埋設地及びその周囲の状況の監視測定設備 .....	10
(4) その他の主要な事項 .....	13
(5) 監視及び測定 .....	14

添付資料 1 第十二条 監視測定設備 第三号 地下水の水位その他の廃棄物埋設地及びその周囲の状況の監視及び測定の考え方

1. 第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 第十二条及びその解釈

第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
(監視測定設備) 第十二条 事業所には、次に掲げる事項を監視し、及び測定し、並びに必要な情報(第二号に掲げる事項に係るものに限る。)を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。 一 廃棄物埋設地から漏えいする放射性物質の濃度及び線量 二 事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量 三 地下水の水位その他の廃棄物埋設地及びその周囲の状況

第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈
第12条(監視測定設備) 1 第1号に規定する「廃棄物埋設地から漏えいする放射性物質の濃度及び線量」を監視し、及び測定できる設備は、次に掲げる要件を満たすものをいう。 一 ピット処分に係る廃棄物埋設施設は、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から埋設の終了までの間にあっては廃棄物埋設地の限定された区域から漏えいする放射性物質の濃度又は線量を、埋設の終了から廃止措置の開始までの間にあっては廃棄物埋設地から漏えいする放射性物質の濃度又は線量を、それぞれ監視及び測定できる設計であること。 2 前項の設備は、次に掲げる要件を満たすものをいう。 一 測定期間及び使用環境に適応して実用上必要な精度で監視及び測定ができる性能を有し、かつ、人工バリア及び天然バリアの機能を著しく損なわないものであること。 二 廃止措置の開始以降において設備を設置した場所を経由した放射性物質の異常な漏えいが生じるおそれがある場合は、異常な漏えいが生じないよう当該設備の解体及び埋戻しを行うことができるものであること。

第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈

- 3 第2号に規定する「事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量」を監視し、及び測定できる設備は、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から廃止措置の開始までの間において、廃棄物埋設施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による周辺環境における放射線量並びに操業に伴い周辺環境に放出される放射性物質の濃度等を監視及び測定できる設計であること。
  
- 4 第3号に規定する「地下水の水位その他の廃棄物埋設地及びその周囲の状況」を監視し、及び測定できる設備は、事業規則第19条の2に規定する定期的な評価等に必要データを取得するため、人工バリア及び天然バリアの機能並びにこれらに影響を及ぼす地下水の状況等の監視及び測定的项目を選定し、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から廃止措置の開始までの間において、監視及び測定できる設計であること。ただし、実際の環境と類似した環境下での原位置試験等の間接的な方法により人工バリア及び天然バリアの機能並びにこれらに影響を及ぼす地下水の状況等のデータを取得できる場合は当該方法によることができる。

## 2. 設計対象設備

第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(以下「許可基準規則」という。)第十二条の設計対象設備は、濃縮・埋設事業所(以下「事業所」という。)に設置する監視測定設備とする。

「廃棄物埋設事業変更許可申請書」(平成10年10月8日付け、10安(廃規)第49号をもって事業変更許可)から変更がない設備(以下「既許可設備」という。)である放射線管理施設の積算線量計、放射能測定装置及び放射線サーベイ機器を監視測定設備として併用する。

### (1) 許可基準規則第十二条第一号に基づく監視測定設備

埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から覆土完了までの間における設計対象は、1号、2号及び3号廃棄物埋設地の限定された区域(埋設設備)から漏えいする放射性物質の濃度及び線量の監視測定設備である。また、覆土完了から廃止措置の開始までの間における設計対象は、1号、2号及び3号廃棄物埋設地から漏えいする放射性物質の濃度及び線量の監視測定設備である。

### (2) 許可基準規則第十二条第二号に基づく監視測定設備

埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から廃止措置の開始までの間における設計対象は、周辺監視区域の境界付近における放射性物質の濃度及び線量の監視測定設備である。

なお、周辺監視区域を廃止した後は、事業所内の監視測定設備を利用する。

### (3) 許可基準規則第十二条第三号に基づく監視測定設備

埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から覆土完了までの間における設計対象は、1号、2号及び3号廃棄物埋設地における放射性物質の漏出を防止する機能(以下「漏出防止機能」という。)に関する地下水の水位その他の廃棄物埋設地及びその周囲の状況の監視測定設備である。覆土完了から廃止措置の開始までの間における設計対象は、1号、2号及び3号廃棄物埋設地における廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出を低減する機能及び生活環境への移行を抑制する機能(以下これらをあわせて「移行抑制機能」という。)に関する地下水の水位その他の廃棄物埋設地及びその周囲の状況の監視測定設備である。

### 3. 許可基準規則への適合のための設計方針

#### (1) 廃棄物埋設施設の特徴

1号、2号及び3号廃棄物埋設施設における監視及び測定の観点から考慮すべき特徴は以下のとおりである。

- (i) 1号、2号及び3号廃棄物埋設施設で取り扱う廃棄体は、実用発電用原子炉の運転及び1号、2号及び3号廃棄物埋設施設の操業に伴って付随的に発生する放射性廃棄物をセメント、アスファルト又は不飽和ポリエステルで固型化したもの並びに固体状の放射性廃棄物をセメント系充填材で容器に固型化したもので、その容器が損傷しない限り、放射性物質は漏えいすることはない。
- (ii) 廃棄体の取扱いに当たっては、その容器を開放しない。
- (iii) 埋設設備のうち外周仕切設備、セメント系充填材、覆い及び内部防水(1号7,8群及び3号)並びに排水・監視設備のうちポーラスコンクリート層は、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から覆土完了までの間において漏出防止機能を有する設計とする。
- (iv) 埋設設備及び覆土は、覆土完了後において、移行抑制機能を有する設計とする。

#### (2) 廃棄物埋設地から漏えいする放射性物質の濃度及び線量の監視測定設備

埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から覆土完了までの間は、廃棄物埋設地の限定された区域(埋設設備)からの放射性物質の漏えいを監視するため、排水・監視設備から採取した排水中の放射性物質の濃度及び線量を測定できる設備を有する設計とする。

覆土完了から廃止措置の開始までの間は、廃棄物埋設地からの放射性物質の漏えいを監視するため、廃棄物埋設地近傍(地下水流向の下流側)の地下水採取孔から採取した地下水中の放射性物質の濃度及び線量を測定できる設備を有する設計とする(設置位置及び深度の考え方は「添付資料1 参考資料2 2. 地下水採取孔及び地下水位測定孔における監視及び測定」参照)。

#### (3) 事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量の監視測定設備

事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量の監視測定設備の設計方針について、以下に示す。

- (i) 周辺監視区域境界付近における直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の放射

#### 線量の監視測定設備

埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から廃止措置の開始までの間は、周辺監視区域境界付近における直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の放射線量を監視及び測定できる設備を有する設計とする。

#### (ii) 周辺監視区域境界付近における放射性物質の濃度の監視測定設備

埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から廃止措置の開始までの間は、周辺監視区域境界付近における地下水中の放射性物質の濃度及び線量を監視及び測定できる設備を有する設計とする。

#### (iii) 放射性物質の濃度及び線量の表示

公衆を放射線から防護するため、事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を低レベル廃棄物管理建屋内に表示する設計とする。

#### (4) 地下水の水位その他の廃棄物埋設地及びその周囲の状況の監視測定設備

事業所には、「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」第 19 条の 2 に規定する「廃棄物埋設施設の定期的な評価等」（以下「定期的な評価等」という。）に必要なデータを取得するため、人工バリア及び天然バリアの漏出防止機能及び移行抑制機能並びに移行抑制機能に影響を及ぼす廃棄物埋設地及びその周囲の状況を対象として監視及び測定する設備を有する設計とする。

地下水の水位その他の廃棄物埋設地及びその周囲の状況の監視測定設備の設計方針について、以下に示すとともに、その詳細を添付資料 1 に示す。

#### (i) 漏出防止機能に関する監視測定設備

漏出防止機能については、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から覆土完了までの間において、排水・監視設備からの排水量を測定できる設備を有する設計とする。また、排水中に含まれる放射性物質の濃度及び線量を監視及び測定する設備を有する設計とする。

#### (ii) 移行抑制機能に関する監視測定設備

移行抑制機能については、覆土完了から廃止措置の開始までの間において、人工バリア及び天然バリアの収着性及び低透水性の変化を確認するため、各バリアの損傷を防止する観点から、類似環境下での原位置試験を行うとともに、必要に応じそれを補完する室内試験を実施できる設計とする。

移行抑制機能に影響を及ぼす廃棄物埋設地及びその周囲の状況については、覆土完了から廃止措置の開始までの間において、人工バリア及び天然バリアの収着性及び低透水性に影響を及ぼす地下水の水位及び水質の変化を監視及び測定する設備を有する設計とする。

#### 4. 許可基準規則への適合性説明

##### (1) 廃棄物埋設地から漏えいする放射性物質の濃度及び線量の監視測定設備

##### (i) 監視測定設備

廃棄物埋設地から漏えいする放射性物質の濃度及び線量の監視測定設備を第1表に、概略図を第1図及び第2図に示す。

第1表 廃棄物埋設地から漏えいする放射性物質の濃度及び線量の監視測定設備

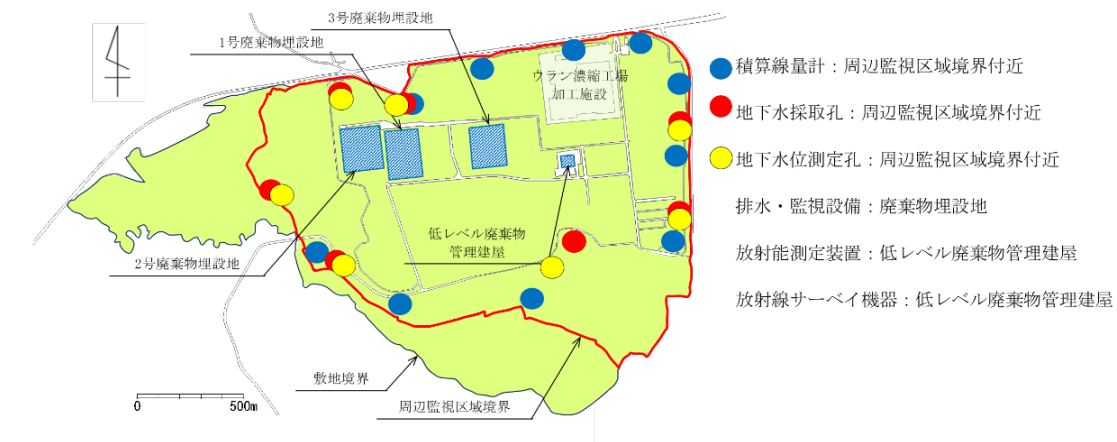
監視測定対象	監視測定場所	監視測定設備	施設の区分 <sup>*1</sup>		
			3号	1号	2号
排水中の放射性物質の濃度及び線量	廃棄物埋設地	排水・監視設備	○	× <sup>*2</sup>	×
	低レベル廃棄物管理建屋	放射能測定装置	×(共用) <sup>*3</sup>		
		放射線サーベイ機器	×(共用) <sup>*3</sup>		
地下水中の放射性物質の濃度及び線量	廃棄物埋設地近傍	地下水採取孔	○	○	○
	低レベル廃棄物管理建屋	放射能測定装置	×(共用) <sup>*3</sup>		
		放射線サーベイ機器	×(共用) <sup>*3</sup>		

\*1：○：新設、△：既設設備、×：既許可設備

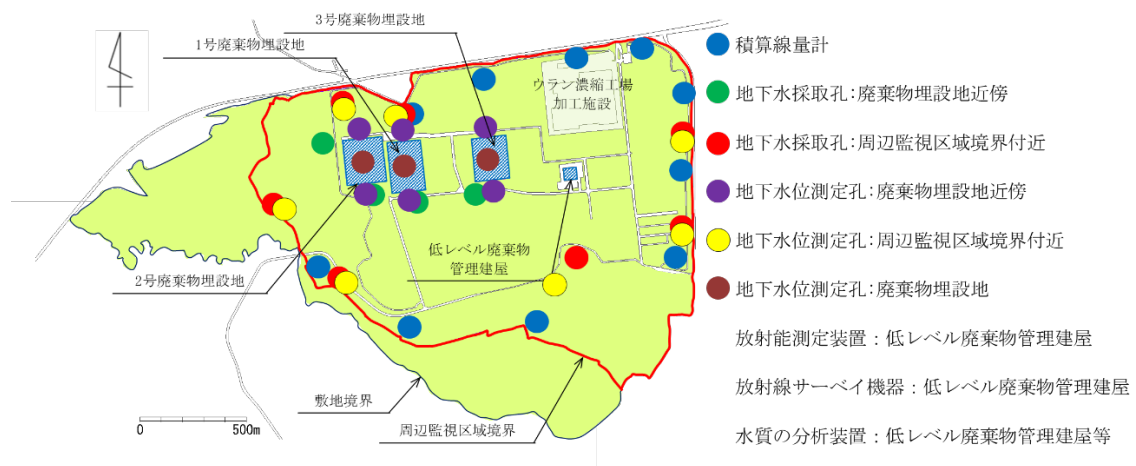
\*2：点検路については設計変更する。

\*3：1号廃棄物埋設施設の設備を1号、2号及び3号廃棄物埋設施設で共用する。





第1図 1号、2号及び3号廃棄物埋設施設の監視測定設備の設置箇所概略図（埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から覆土完了まで）



第2図 1号、2号及び3号廃棄物埋設施設の監視測定設備の設置箇所概略図（覆土完了から廃止措置の開始まで）

埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から覆土完了までの間は、埋設設備からの放射性物質の漏えいを監視するため、1号、2号及び3号廃棄物埋設地に排水・監視設備を設置する。排水・監視設備は、ポーラスコンクリート層、排水管及び点検路(1号及び2号廃棄物埋設地)又は点検管(3号廃棄物埋設地)により構成し、ポーラスコンクリート層で集水し、排水管から排水される水を回収できるよう点検路又は点検管を設置する。また、採取した排水中の放射性物質の濃度を測定するため、放射能測定装置 (Ge 半導体

波高分析装置及び液体シンチレーションカウンタ)を設置し、必要に応じて線量を測定するため、放射線サーベイ機器(線量当量率サーベイメータ)を設置する。ここで、放射性物質の濃度を測定する対象核種は、主要な放射性物質のうち移行しやすさ及び測定のしやすさの観点から H-3、Co-60、Cs-137 とする。

なお、1号及び2号廃棄物埋設地に設置する排水・監視設備は、既許可設備である。ただし、1号廃棄物埋設地の排水・監視設備のうち点検路は構造を変更する。また、放射能測定装置及び放射線サーベイ機器は、放射線管理施設の既許可設備であり、1号廃棄物埋設施設の設備を1号、2号及び3号廃棄物埋設施設で共用する。

覆土完了から廃止措置の開始までの間は、廃棄物埋設地からの放射性物質の漏えいを監視するため、1号、2号及び3号廃棄物埋設地近傍(地下水流向の下流側)に地下水採取孔を設置する(設置位置の考え方は「添付資料1 参考資料2 2.地下水採取孔及び地下水位測定孔における監視及び測定」参照)。また、採取した地下水中の放射性物質の濃度を測定するため、放射能測定装置(Ge半導体波高分析装置及び液体シンチレーションカウンタ)を設置し、必要に応じて線量を測定するため、放射線サーベイ機器(線量当量率サーベイメータ)を設置する。ここで、放射性物質の濃度を測定する対象核種は、状況に応じて設定する。

なお、放射能測定装置及び放射線サーベイ機器は、放射線管理施設の既許可設備であり、1号廃棄物埋設施設の設備を1号、2号及び3号廃棄物埋設施設で共用する。

## (2) 事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量の監視測定設備

事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量の監視測定設備を第2表に、概略図を第1図及び第2図に示す。

第2表 事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量の監視測定設備

監視測定対象	監視測定場所	監視測定設備	施設の区分*1		
			3号	1号	2号
直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線	周辺監視区域境界付近	積算線量計	×(共用)*2		
地下水中の放射性物質の濃度及び線量	周辺監視区域境界付近	地下水採取孔	△(共用)*2		
	低レベル廃棄物管理建屋	放射能測定装置	×(共用)*2		
		放射線サーベイ機器	×(共用)*2		

\*1：○：新設、△：既設設備、×：既許可設備

\*2：1号廃棄物埋設施設の設備を1号、2号及び3号廃棄物埋設施設で共用する。

(i) 周辺監視区域境界付近における直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の放射線量の監視測定設備

埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から廃止措置の開始までの間は、周辺監視区域境界付近における直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の放射線量を監視及び測定するため、積算線量計を設置する。

また、周辺監視区域を廃止した後は、事業所内の直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の放射線量を監視及び測定する設備を利用する。

なお、積算線量計は放射線管理施設の既許可設備であり、1号廃棄物埋設施設の設備を1号、2号及び3号廃棄物埋設施設で共用する。

積算線量計は周辺監視区域境界付近に設置する。

(ii) 周辺監視区域境界付近における地下水中の放射性物質濃度の監視測定設備

埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から廃止措置の開始までの間は、周辺監視区域境界付近における地下水中の放射性物質を監視するため、地下水採取孔を設置する。また、採取した地下水中の放射性物質の濃度を測定するため、放射能測定装置 (Ge 半導体波高分析装置及び液体シンチレーションカウンタ) を設置し、必要に応じて線量を測定するため、放射線サーベイ機器 (線量当量率サーベイメータ) を設置する。ここで、測定する対象核種は、主要な放射性物質のうち移行しやすさ及び測定のしやすさの観点から H-3、Co-60、Cs-137 とする。

また、周辺監視区域を廃止した後は、事業所内の地下水中の放射性物質の濃度を監視及び測定する設備を利用する。

なお、地下水採取孔は「廃棄物埋設事業変更許可申請書」(平成10年10月8日付け、10安(廃規)第49号をもって事業変更許可)では記載がないが設置している設備(以下「既設設備」という。)である。また、放射能測定装置及び放射線サーベイ機器は、既許可設備であり、1号廃棄物埋設施設の設備を1号、2号及び3号廃棄物埋設施設で共用する。

地下水採取孔は周辺監視区域境界付近に、放射能測定装置、放射線サーベイ機器は低レベル廃棄物管理建屋に設置する。

(iii) 放射性物質の濃度及び線量の表示

公衆を放射線から防護するため、事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を表示する設備を低レベル廃棄物管理建屋内に設置する。

(3) 地下水の水位その他の廃棄物埋設地及びその周囲の状況の監視測定設備

地下水の水位その他の廃棄物埋設地及びその周囲の状況の監視測定設備を第3表に、概略図を第2図に示すとともに、その詳細を添付資料1に示す。

第3表 地下水の水位その他の廃棄物埋設地及びその周囲の状況の監視測定設備

関係する機能	監視測定時期	監視測定項目	監視測定場所	監視測定設備	施設の区分*1		
					3号	1号	2号
漏出防止機能	埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から覆土完了まで	排水中の放射性物質の濃度及び線量	廃棄物埋設地	排水・監視設備	第1表と同じ		
			低レベル廃棄物管理建屋	放射能測定装置 放射線サーベイ機器			
		排水量	廃棄物埋設地	排水・監視設備			
移行抑制機能	覆土完了から廃止措置の開始まで	地下水の水位(地下水流動場)	周辺監視区域境界付近	地下水位測定孔	△(共用)*2		
		地下水の水質	廃棄物埋設地近傍	地下水採取孔	○	○	○
			低レベル廃棄物管理建屋等	水質の分析装置	○(共用)*2		
		地下水の水位(覆土内地下水位)	廃棄物埋設地	地下水位測定孔	○	○	○
		地下水の水位(動水勾配)	廃棄物埋設地近傍	地下水位測定孔	○	○	○
		金属の膨張量(廃棄体)	—*3	—*3	—*3		
		分配係数(廃棄体)					
		分配係数並びに関連する間隙率及び密度(埋設設備)					
透水係数並びに関連する間隙率及び密度(難透水性覆土及び下部覆土)							

\*1：○：新設、△：既設設備、×：既許可設備

\*2：1号廃棄物埋設施設の設備を1号、2号及び3号廃棄物埋設施設で共用する。

\*3：分配係数及び透水係数は、模擬試験体を埋設した廃棄物埋設地の類似環境下での原位置試験及び必要に応じてそれを補完する室内試験によって確認を行う。

(i) 漏出防止機能に関する監視測定設備

漏出防止機能の監視及び測定は、許可基準規則第十二条第一号の要求に従って実施す

る人工バリアである埋設設備から漏えいする放射性物質の濃度及び線量の監視及び測定によって、その機能が維持されているかどうかの確認を行うことが可能である。また排水・監視設備からの排水量も漏出防止機能の維持に関連する。

埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から覆土完了までの間、人工バリアの漏出防止機能が維持されていることを確認するため、1号、2号及び3号排水・監視設備からの排水量を測定する。また、排水・監視設備からの排水中に含まれる放射性物質の濃度を測定するため、放射能測定装置を設置し、必要に応じて線量を測定するため、放射線サーベイ機器を設置する。

なお、放射能測定装置及び放射線サーベイ機器は、放射線管理施設の既許可設備であり、1号廃棄物埋設施設の設備を1号、2号及び3号廃棄物埋設施設で共用する。

#### (ii) 移行抑制機能に関する監視測定設備

移行抑制機能については、廃止措置の開始までに、廃棄物埋設地の保全に関する措置を必要としない状態に移行する見通しを定期的な評価等で確認するための情報収集として、覆土完了から廃止措置の開始までの間において、人工バリア及び天然バリアの収着性及び低透水性の変化を確認する。ただし、覆土完了後において、各バリアを直接測定すること及び試験体を直接採取することは、バリアの損傷（移行抑制機能の損失）が懸念されるため、各バリアの損傷を防止する観点から、類似環境下での原位置試験を行うとともに、必要に応じそれを補完する室内試験を実施する。この方法により、人工バリア及び天然バリアを直接測定すること並びに人工バリア及び天然バリアから試験体を直接採取することによるバリアの損傷（移行抑制機能の損失）を防ぐことができる。監視及び測定の対象とする項目は、廃棄物埋設地の安全性を確認する観点から、線量評価パラメータのうち線量への感度が大きく、有意に変化が生じ得る可能性があるもの並びにこれらに関係する種々の影響因子及び前提条件から選定する。具体的な監視及び測定の項目は、金属の膨張量(廃棄体)、分配係数(廃棄体)、分配係数並びに関連する間隙率及び密度(埋設設備)、透水係数並びに関連する間隙率及び密度(難透水性覆土及び下部覆土)とする。移行抑制機能に影響を及ぼす廃棄物埋設地及びその周囲の状況の監視測定設備として、覆土完了から廃止措置の開始までの間において、廃棄物埋設地及び廃棄物埋設地近傍(地下水流向の上流及び下流)に地下水位測定孔を、廃棄物埋設地近傍(地下水流向の下流)に地下水採取孔を設置する(設置位置及び深度の考え方は「添付資料1 参考資料2 2.地下水採取孔及び地下水位測定孔における監視及び測定」参照)。

具体的な監視及び測定項目は、地下水の水位（地下水流動場、覆土内地下水位、動水勾配）及び地下水の水質とする。

なお、周辺監視区域境界付近に設置する地下水位測定孔は既設設備であり、1号廃棄物埋設施設の設備を1号、2号及び3号廃棄物埋設施設で共用する。

#### (4) その他の主要な事項

##### (i) 監視測定設備における留意事項

監視測定設備は、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」（昭和53年9月29日原子力委員会決定）に示されている測定下限濃度、測定頻度及び放射能計測方法を参考とする。廃棄物埋設地から漏えいする放射性物質の濃度及び線量の監視及び測定は、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から覆土完了までの間は1号、2号及び3号排水・監視設備からの排水、覆土完了から廃止措置の開始までの間は、1号、2号及び3号廃棄物埋設地近傍に設置する地下水採取孔から採取した地下水を屋内で放射能測定装置を用いて測定するものである。この監視及び測定で、公衆に放射線障害が生じるおそれのある放射性物質の異常な漏えいの有無を判断するために、屋内で測定された放射性物質の濃度が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」（平成30年6月8日 原子力規制委員会告示第4号）（以下「線量告示」）という。）に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度に対して十分に小さい（1/100程度）値以上となった場合に監視強化を行う。監視測定設備は、実用上必要な精度として、「線量告示」に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度を目安に、この監視強化の判断を行うことができるような目標検出限界値を有した設計とする。また、測定期間が長期にわたることから、必要に応じて測定設備の更新を行う。

また、1号、2号及び3号廃棄物埋設地及び廃棄物埋設地近傍に設置する地下水採取孔及び地下水位測定孔は移行抑制機能を著しく損なわない設計とする。移行抑制機能を著しく損なわないとは、これらを設置することにより、難透水性覆土、下部覆土又は岩盤（鷹架層）の主要な移行抑制機能である低透水性に著しい影響が生じず、廃棄物埋設地内への地下水浸入量の増加及び放射性物質の生活環境への移行の促進が生じないこととする。

監視及び測定は、必要に応じて、定期的な評価の結果に基づいて見直す。



(ii) 監視測定設備を設置した場所を経由した放射性物質の漏えいの対策

廃止措置の開始後に監視測定設備を設置した場所を経由した放射性物質の異常な漏えいが生じない対策として、覆土が完了し、排水・監視設備による監視及び測定が終了した後に、有害な空隙が残らないよう1号及び2号廃棄物埋設地に設置する点検路並びに3号廃棄物埋設地に設置する点検管のうち点検室内の埋戻しを行う。また、点検管のうち鋼管部については、埋設設備の上方向で難透水性覆土及び下部覆土内を貫通する箇所を解体し、有害な空隙が残らないよう埋戻しを行う。同様に、1号、2号及び3号廃棄物埋設地及び廃棄物埋設地近傍に設置する地下水採取孔及び地下水位測定孔による監視及び測定が終了した後に、有害な空隙が残らないよう、それぞれの孔内の埋戻しを行う。

(5) 監視及び測定

(i) 廃棄物埋設地から漏えいする放射性物質の濃度の監視及び測定

埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から覆土完了までの間は、埋設設備からの放射性物質の漏えいを監視し、公衆に放射線障害が生じるおそれのある放射性物質の異常な漏えいがあつたと認められる場合には、速やかに埋設設備の修復その他必要に応じて適切な措置を講ずる。

覆土完了から廃止措置の開始までの間は、廃棄物埋設地からの放射性物質の漏えいを監視し、必要に応じて放射性物質の移行抑制機能を回復するための適切な措置を講ずる。

(ii) 事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量の監視及び測定

周辺監視区域境界付近における直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の放射線量の監視及び測定並びに地下水中の放射性物質の濃度の監視及び測定を行い、公衆の受ける線量が、線量告示に定められた周辺監視区域外の線量限度又は周辺監視区域外の濃度限度以下であることを確認する。

(iii) 地下水の水位その他の廃棄物埋設地及びその周囲の状況の監視及び測定

定期的な評価等に必要データを取得するため、人工バリア及び天然バリアの漏出防止機能及び移行抑制機能並びに移行抑制機能に影響を及ぼす廃棄物埋設地及びその周囲の状況の監視及び測定を行う。監視及び測定の詳細については、添付資料1に示す。



## 第十二条 監視測定設備

第三号 地下水の水位その他の廃棄物埋設地及びその周囲の状況の監視及び測定の考え方

## 目 次

1. 地下水の水位その他の廃棄物埋設地及びその周囲の状況の監視目的 .....	1
2. 漏出防止機能に関する監視 .....	5
(1) 監視及び測定的位置付け .....	5
(2) 監視及び測定の対象とする項目及び方法.....	5
3. 移行抑制機能に関する監視 .....	6
(1) 監視及び測定的位置付け .....	6
(2) 監視及び測定の方法 .....	10
(3) 各バリアの移行抑制機能と状態設定との関係.....	10
(4) 監視及び測定の対象とする項目及び方法.....	11
参考資料 1 線量評価パラメータと影響因子及び前提条件との関係	
参考資料 2 移行抑制機能の監視及び測定具体的な方法の例	

## 1. 地下水の水位その他の廃棄物埋設地及びその周囲の状況の監視目的

「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」第十九条の二に規定する「廃棄物埋設施設の定期的な評価等」（以下「定期的な評価等」という。）に必要なデータを取得するため、人工バリア及び天然バリアの安全機能に係る地下水の水位その他の廃棄物埋設地及びその周囲の状況を監視及び測定するための設備を設ける。

地下水の水位その他の廃棄物埋設地及びその周囲の状況の監視及び測定については、許可基準規則第十二条第一号及び第二号に対して設計した廃棄物埋設地の状態に対して安全機能が維持されているかどうか、また、許可基準規則第十条第四号において評価した廃棄物埋設地が、廃止措置の開始までに廃棄物埋設地の保全に関する措置を必要としない状態に移行する見通しがあるかどうかについて、人工バリア及び天然バリアに対して以下の2つの安全機能を対象として監視及び測定をする。

- ・埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から覆土完了までの間における人工バリアである埋設設備の漏出防止機能（廃棄物埋設地の限定された区域（埋設設備）からの放射性物質の漏出を防止する機能）
- ・覆土完了から廃止措置の開始までの間における人工バリア及び天然バリアの移行抑制機能（廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出を低減及び生活環境への移行を抑制する機能）

監視の目的等を第1表の監視及び測定の概要に示す。第1表では、関連する許可基準規則第十二条第一号及び第二号に関する、漏えいの監視及び事業所境界付近の線量等の監視もあわせて整理した。また、廃棄物埋設地及びその周囲の状況の測定し、定期的な評価等をする上で、必要な情報の収集についても整理した。

第1表 監視及び測定の概要(1/3)

目的	機能	時期	場所	監視及び測定対象	説明
(1) 漏えいの監視 (許可基準規則第十二条第一号関連) 設計上意図していない放射性物質の漏えいがないことの監視	漏出防止	埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から覆土完了まで	廃棄物埋設地の限定された区域(埋設設備)	排水・監視設備からの排水中の放射性物質の濃度、排水量及び線量	排水・監視設備の排水があった場合、その排水中の放射性物質の濃度及び排水量を測定し、廃棄物埋設地の限定された区域(埋設設備)からの異常な漏えいがないことを確認する。また、必要に応じて線量の測定を行う。
	移行抑制	覆土完了から廃止措置の開始まで	廃棄物埋設地近傍及び周辺監視区域境界付近	地下水中の放射性物質の濃度及び線量	セメント系材料のひび割れによる透水性は、覆土完了直後に最終劣化状態の砂程度になるとしていること等、性能評価上は実際よりも早く放射性物質の移行が生じる仮定としており、設計の想定を超える漏えいは考え難いが、覆土完了後に廃棄物埋設地近傍及び周辺監視区域境界付近の地下水中の放射性物質の濃度を測定し確認する。また、必要に応じて線量の測定を行う。
(2) 事業所境界付近の線量等の監視 (許可基準規則第十二条第二号関連) 公衆の放射線防護	漏出防止 遮蔽 移行抑制	埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から廃止措置の開始まで	周辺監視区域境界付近及び低レベル廃棄物管理建屋	廃棄物埋設地からの移行を含め、直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による放射線量並びに放出される放射性物質の濃度及び放出量	平常時における以下の線量及び放射性物質の濃度を測定し確認する。 ・ 廃棄物埋設地からの放射性物質の漏えいによる地下水中の放射性物質の濃度及び線量 ・ 廃棄物埋設施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による放射線量 ・ 低レベル廃棄物管理建屋から周辺環境に放出される液体廃棄物中の放射性物質の濃度

第1表 監視及び測定の概要 (2/3)

目的	機能	時期	場所	監視及び測定対象	説明
(3-1) 廃棄物埋設地及びその周囲の状況 (許可基準規則第十二条関連) 漏出防止機能を定期的な評価等で確認するための情報収集	漏出防止	埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から覆土完了まで	廃棄物埋設地の限定された区域(埋設設備)	排水・監視設備からの排水中の放射性物質の濃度、排水量及び線量	排水・監視設備からの排水があった場合、その排水中の放射性物質の濃度及び排水量を測定し、廃棄物埋設地の限定された区域(埋設設備)から放射性物質が漏えいしていない状況(工学的に有意な漏えいがない状況)を確認し、漏出防止機能を評価する。また、必要に応じて線量の測定を行う。

第1表 監視及び測定の概要(3/3)

目的	機能	時期	場所	監視及び測定対象	説明
(3-2) 廃棄物埋設地及びその周囲の状況 (許可基準規則第十二条関連) 廃止措置の開始までに、廃棄物埋設地の保全に関する措置を必要としない状態に移行する見通しを定期的な評価等で確認するための情報収集	移行抑制	覆土完了から廃止措置の開始まで	廃棄物埋設地 必要に応じ敷地内(廃棄物埋設地の類似環境下含む)、室内	人工バリア、天然バリアの状態の測定 (測定項目は、移行抑制機能への影響度合い、測定の実現性から判断して設定)	<p>廃止措置終了直後に人為事象で掘削により放射性物質が地表に移動したと仮定した評価の結果においても <math>10(\mu\text{Sv/y})</math> 前後であり、自然事象は緩慢な事象であることから、廃止措置の開始までに、廃棄物埋設地の保全に関する措置を必要としない状態に移行する見通しの蓋然性は高く、この見通しの確認のための監視の必要性は低い。</p> <p>設計の想定を超える漏えいが起こっていないことは、漏えい監視で確認できる。</p> <p>一方で管理期間が長いことから、新たな知見で廃止措置の開始以降の長期状態設定が見直しできる可能性はある。廃止措置の開始までに、廃棄物埋設地の保全に関する措置を必要としない状態に移行する見通しの結論へは影響しない可能性が高いが、当初の状態設定がより現実的に見直される可能性があるものは、バリアの状態の測定を行う。</p> <p>測定項目は、線量評価への影響が大きく、有意に変化が生じ得る可能性があるもので、測定により状態設定の精度向上が見込まれるものから、できるだけ測定する効果のあるものを選定する。線量評価への影響は、全ての廃棄物が埋設されて総放射エネルギーが確定し、かつ覆土が完成し、人工バリアの初期性能が確定した段階で決まることから、測定項目や測定期間、頻度は、定期的な評価等で都度見直す。</p>

## 2. 漏出防止機能に関する監視

### (1) 監視及び測定的位置付け

漏出防止機能の監視及び測定は、許可基準規則第十二条第一号の要求に従って実施する、人工バリアである埋設設備から漏えいする放射性物質の濃度及び線量の監視及び測定によって、その機能が維持されているかどうかの確認を行うことが可能である。

埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から覆土完了までの間、人工バリアの漏出防止機能が維持されていることについて確認するため、排水・監視設備からの排水量及び排水中に含まれる放射性物質の濃度及び線量を監視及び測定をする。

### (2) 監視及び測定の対象とする項目及び方法

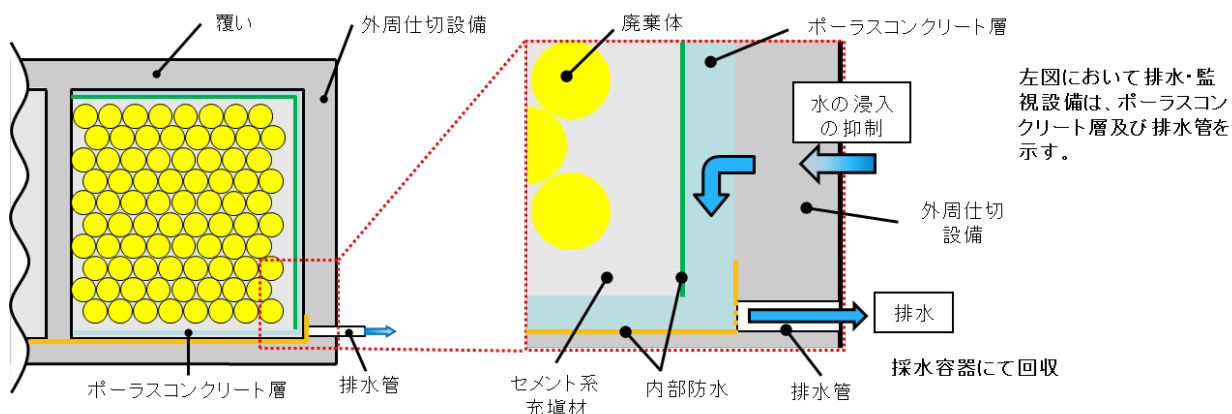
排水・監視設備からの排水量の監視及び測定は、排水管からの水を一時的に貯留し、回収するための採水容器を設置し、この採水容器に貯留された水の量を確認することによって行う設計とする。

また、排水・監視設備からの排水中に含まれる放射性物質の濃度の監視及び測定は、排水管からの水を貯留した採水容器を放射能測定装置設置場所まで運搬し、放射能測定装置を用いて排水中の放射性物質の濃度\*1を確認することによって行う設計とする。

監視及び測定の頻度は、想定される排水量を基に設定する。

漏出防止機能のイメージ図を第1図に示す。

\*1:放射性物質の濃度の測定対象核種は、主要な放射性物質のうち移行しやすさ及び測定のしやすさの観点からH-3、Co-60及びCs-137とする。



第1図 漏出防止機能のイメージ図\*1

\*1:内部仕切設備直下の内部防水は、選定された防水材・工法に応じて施工範囲を決定する。

### 3. 移行抑制機能に関する監視

#### (1) 監視及び測定的位置付け

人工バリア及び天然バリアの移行抑制機能の監視及び測定は、以下に示す 1 号、2 号及び 3 号廃棄物埋設施設の設計・評価の状況を踏まえ、廃棄物埋設地のバリア機能に影響を与える廃棄物埋設地の様々な状態変化の監視及び測定結果から予測されるバリア機能の変化が、線量評価上(状態設定上)で想定している変化の範囲内であることについて確認することを目的とする。監視及び測定の対象とする項目は、廃棄物埋設地の安全性を確認する観点から、線量評価パラメータのうち線量への感度が大きく、有意に変化が生じ得る可能性があるものから選定する。さらに、これらに関する種々の影響因子及び前提条件からも選定する。

1 号、2 号及び 3 号廃棄物埋設地は地表に近い位置に設置されることから、廃止措置終了後における人為事象の影響を評価している。1 号、2 号及び 3 号廃棄物埋設施設の人為事象における影響は、廃止措置の開始直後に廃棄体を含む廃棄物埋設地を直接掘削し、地表に放射性物質が移動すると仮定した評価においても  $10(\mu\text{Sv/y})$  前後の線量評価結果である。そのため、放射性物質の移行がより緩慢である自然現象によって生じる線量は、確からしい自然事象シナリオの  $10(\mu\text{Sv/y})$ 、厳しい自然事象シナリオの  $300(\mu\text{Sv/y})$  を下回る蓋然性は高いと考えられる。

また、廃止措置の開始までの期間における放射性物質の減衰によって、公衆に放射線障害を及ぼすリスクは十分に小さくなるものである。「参考資料 1 第 5 表 3 号廃棄物埋設地の放射性物質の移行挙動に係る線量評価パラメータにおける感度解析結果」に 3 号廃棄物埋設施設の放射性物質の漏出に伴う公衆の被ばくのうち線量の最も高くなる評価対象個人である漁業従事者を対象とした廃棄物埋設地の放射性物質の移行挙動に係る線量評価パラメータの線量感度を確認した結果を示す。線量感度の大きいバリア機能(線量評価パラメータ)を対象に、確からしい自然事象シナリオの評価に対してバリア機能の喪失を仮定した評価においても、線量は  $300(\mu\text{Sv/y})$  を超えず、安全性を著しく損なうものではない(第 2 表及び第 2 図参照)。

これらのことから、廃止措置の開始までに、廃棄物埋設地の保全に関する措置を必要としない状態に移行する見通しについて、監視で確認する必要性は低い設計となっている。

しかし、事業の長期性を考え、上記の選定の考え方で選定した項目に対して、廃棄



物理設地の様々な状態変化の監視及び測定(データを拡充するための測定や直接測定できない場合は、廃棄物理設地の類似環境下(以下「類似環境下」という。)での測定を含む。)を実施することにより、バリア機能の変化が線量評価上(状態設定上)で想定している変化と相違あるか確認できる設計とする。さらに、事業許可時点の線量評価に対して、監視によるデータも含めた最新知見を反映し、長期予測の不確実性を低減する(信頼性向上)ことも考慮する。

第2表 各バリア材の機能喪失を仮定した3号廃棄物埋設施設の線量評価結果

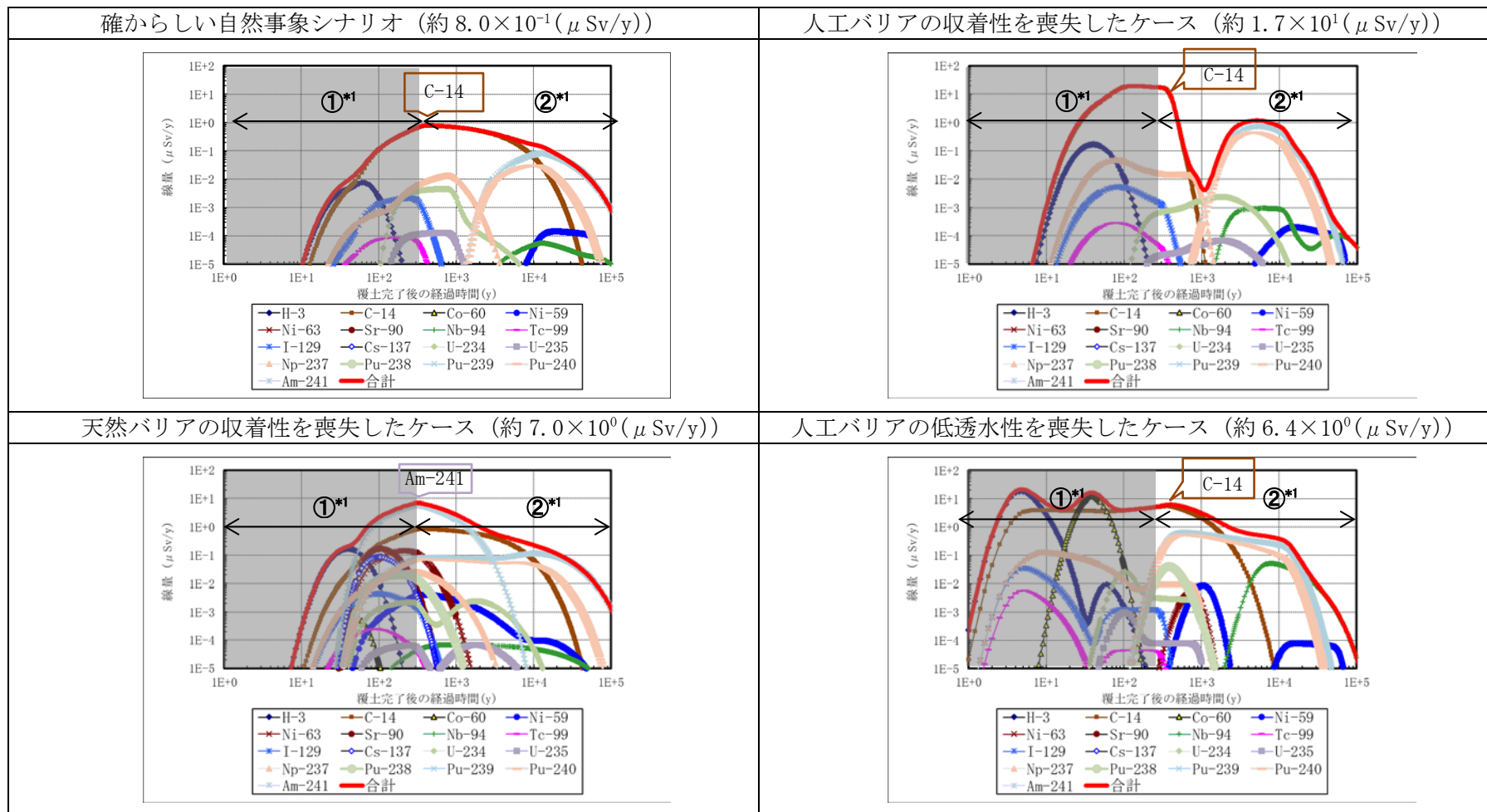
考慮した状態設定	状態設定に基づく線量評価パラメータ設定値		設定の考え方	線量 ( $\mu\text{Sv/y}$ ) (漁業従事者 <sup>*1</sup> )	
人工バリアの収着性を喪失したケース	分配係数	廃棄体 ( $\text{m}^3/\text{kg}$ )	全核種 0	人工バリアの収着性を無視したケースとして、覆土完了時点から分配平衡領域の分配係数を全核種 0 ( $\text{m}^3/\text{kg}$ ) と設定する。	約 $1.7 \times 10^1$ 支配核種：C-14
		充填モルタル ( $\text{m}^3/\text{kg}$ )	全核種 0		
		コンクリート ( $\text{m}^3/\text{kg}$ )	全核種 0		
天然バリアの収着性を喪失したケース	分配係数	岩盤 (鷹架層) ( $\text{m}^3/\text{kg}$ )	全核種 0	天然バリアの化学的遅延機能は無視したケースとして、覆土完了時点から鷹架層の分配係数を全核種 0 ( $\text{m}^3/\text{kg}$ ) と設定する。	約 $7.0 \times 10^0$ 支配核種：Am-241 <sup>*2</sup>
人工バリアの低透水性を喪失したケース <sup>*3*4</sup>	埋設設備から覆土への流出水量 ( $\text{m}^3/\text{y}$ )		5,200	人工バリアの低透水性を無視したケースとして、覆土完了時点から各バリアの透水係数を厳しい自然事象シナリオの設定 ( $1.5 \times 10^{-8}$ (m/s)) よりも更に厳しい設定 ( $1.0 \times 10^{-7}$ (m/s)) とする。 <sup>*3</sup>	約 $6.4 \times 10^0$ 支配核種：C-14
	埋設設備から鷹架層への流出水量 ( $\text{m}^3/\text{y}$ )		6,200		
確からしい自然事象シナリオ	-		-	-	約 $8.0 \times 10^{-1}$ 支配核種：C-14
厳しい自然事象シナリオ	-		-	-	約 $2.5 \times 10^1$ 支配核種：Pu-239

\*1：被ばく経路に関しては許可基準規則第十条第四号に記載した厳しい自然事象シナリオにおける全ての被ばく経路を対象とした。本資料に記載した漁業従事者は、前述した被ばく経路の重ね合わせのうち、被ばく線量が最も高くなる評価対象個人である。

\*2：確からしい自然事象シナリオの支配核種である C-14 は、天然バリアの収着性(分配係数)が小さいことから、支配核種は天然バリアの収着性(分配係数)の大きい Am-241 に変わっている。

\*3：人工バリアの低透水性の喪失したケースとして、難透水性覆土及び下部覆土の膨潤性が損なわれ、細粒分が残留する状態を想定し、透水係数を  $1.0 \times 10^{-7}$  (m/s) と設定する。

\*4：本ケースの埋設設備から上部覆土への流出水量及び埋設設備から鷹架層への流出水量は、設定した透水係数を基に2次元地下水浸透流解析(第十条 廃棄物埋設施設のうち第四号 (廃止措置の開始後の評価) 補足説明資料7「線量評価パラメータ-埋設設備からの流出水量-」を参照)により算出を行った。確からしい自然事象シナリオの設定値はそれぞれ  $10$  ( $\text{m}^3/\text{y}$ )、 $1,100$  ( $\text{m}^3/\text{y}$ )、厳しい自然事象シナリオの設定値はそれぞれ  $990$  ( $\text{m}^3/\text{y}$ )、 $2,800$  ( $\text{m}^3/\text{y}$ ) である。



第2図 各バリア材の機能喪失を仮定した3号廃棄物埋設施設の線量評価グラフ

\*1: 各凡例の意味は以下に示すとおり。  
 ①: 覆土完了～廃止措置の開始前まで  
 ②: 廃止措置の開始後～

## (2) 監視及び測定の方法

監視及び測定の方法は、廃棄物埋設施設を直接的に監視するものと、類似環境下での原位置試験及び必要に応じてそれを補完する室内試験による要素試験に大別される。廃棄物埋設施設の移行抑制機能の観点からは、難透水性覆土の低透水性と、各バリアの収着性が線量への感度も大きく重要である(第2表及び第3表参照)。これらの機能を直接監視及び測定するためには、各バリアを用いた透水試験又は分配係数試験によって測定する必要がある。しかし、覆土完了後において、各バリアを直接測定すること及び試験体を直接採取することは、バリアの損傷(移行抑制機能の損失)が懸念されることから、状態変化を直接的に監視することは実質不可能である。したがって、類似環境下での原位置試験を行うとともに必要に応じ、それを補完する室内試験を実施し、人工バリア及び天然バリアの収着性及び低透水性に影響を及ぼす地下水の水位及び水質の変化を確認することによって、これら移行抑制機能の変化を確認できる設計とする。

## (3) 各バリアの移行抑制機能と状態設定との関係

移行抑制機能の状態設定として、難透水性覆土の透水性は、セメント系材料や廃棄体の成分による化学的変質と、金属の腐食膨張による力学的変形の影響を受ける。また、各バリアの収着性は、セメント系材料や廃棄体の成分による化学的変質の影響を受ける。

### (i) 難透水性覆土の透水性への影響及びその対応

難透水性覆土の透水性に対する化学的変質の影響は、地化学解析コード(PHREEQC-TRANS)により予測しており、管理期間において、埋設設備に接する難透水性覆土の一部は変質する結果となっている(第3図)。

監視によりこの変質状況を確認することで、長期の状態設定の妥当性を検討できる可能性はあるため、監視の対象項目の一つと考える。ただし、この解析は、埋設設備が覆土完了直後から砂程度の透水性となっているという仮定のもとで、難透水性覆土に供給される影響物質の量を想定していること等、難透水性覆土の変質が早く進む条件としている。このことから、監視により得られた情報が、解析で予測された状態の範囲内か否かを確認するだけで、化学的変質の予測の妥当性が判断できるという単純なものではない。管理期間内の変化は緩慢で、この間の監視では、そ

の後の長期予測の不確実性に対する低減に直接寄与できない可能性もあるが、監視の知見とあわせて考察し、事業許可時点の線量評価に反映する最新知見の一つの材料にすることは可能と考えられる。

難透水性覆土の透水性に対する力学的変形の影響は、金属の腐食膨張量より予測する。埋設している金属廃棄物には複数の金属種類が含まれているが、予測においては、埋設している金属種類のうち、最も埋設重量割合と腐食膨張量の大きい炭素鋼を代表とし、代表金属が速やかに腐食し、膨張すると評価している。管理期間内において金属の腐食による埋設設備の膨張量を直接監視しても、膨張変形は緩慢で、この間の監視では、その後の長期の予測の不確実性の低減に直接寄与できない可能性もあるが、監視の知見とあわせて考察し、事業許可時点の線量評価に反映する最新知見の一つの材料にすることは可能と考えられる。

#### (ii) 各バリアの収着性への影響及びその対応

各バリアの収着性は、収着性に影響する物質による性能低下を、現時点の知見に基づき、覆土完了直後から生じるものと設定している。今後、初期の特性のデータを充実するとともに、長期の性能は、収着性に影響する物質による性能の変化に関するデータを必要に応じ充実させることとする。管理期間における状態変化は緩慢で、この間の監視では、その後の長期予測の不確実性の低減に直接寄与できない可能性もあるが、管理期間内に収着性能を監視により確認し、事業許可時点の線量評価を最新の知見で見直すことの一つの材料とすることは可能と考えられる。

管理期間内における実際の人工バリアの収着性の変化は緩慢で、線量評価上(状態設定上)で想定している変化の範囲を超えることは考え難いものの、その変化を監視することで廃棄物埋設地の安全性が維持されているかを確認できる設計とする。また、この間の監視では、その後の長期予測の不確実性の低減に直接寄与できない可能性もあるが、管理期間内の状況を監視により確認し、事業許可時点の線量評価に反映する最新知見の一つの材料にする。

#### (4) 監視及び測定の対象とする項目及び方法

監視及び測定の対象とする項目は、廃棄物埋設施設(廃棄物埋設地)の安全性を確認する観点から、線量評価パラメータのうち線量への感度が大きく、有意に変化が生じ得る可能性があるものとする。また、これらのパラメータの設定については、第十条

廃棄物埋設地のうち第四号（廃止措置の開始後の評価）補足説明資料9「線量評価パラメータ-パラメータ根拠集-」に示す。

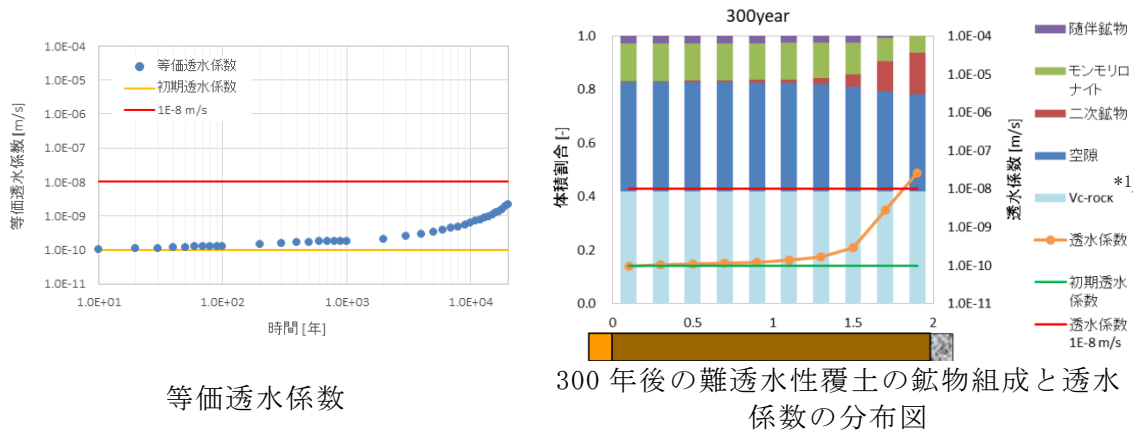
なお、廃棄物埋設地の状態変化の評価で考慮した種々の影響因子及び前提条件も対象とする。

これらの監視及び測定項目は、設計時点の線量評価に基づいて選定するが、埋設した実績の放射エネルギー及び施設建設時の設備や覆土の初期性能によって感度のあるパラメータや重要な影響因子及び前提条件が変わる可能性があることから、覆土完了した時点で選定することが合理的である。線量感度のあるパラメータについては、埋設した実績の放射エネルギー及び施設建設時の設備や覆土の初期性能が確定した時点で、確からしい自然事象シナリオを対象とした廃棄物埋設地の放射性物質の移行挙動に係る線量評価パラメータ全てに関して、網羅的に感度解析を行うことにより見直す。線量評価パラメータと種々の影響因子及び前提条件との関係を参考資料1に示す。

覆土の初期の透水性や収着性は、施設確認の際の試験(代替指標での確認を含む)から確認できる。覆土の地下水面の位置や廃棄物埋設施設の近傍の動水勾配は、廃棄物埋設施設近傍の地下水位観測孔による監視から確認できる。

しかし、管理期間内における実際の変化は緩慢であり、廃棄物埋設施設の近傍では有効な情報は得られないと考えられることから、バリア機能の変化に関する監視は、基本的に類似環境下での要素試験になると考えられる。類似環境下の試験は、実際の廃棄物埋設施設とスケールが異なり、要素的な試験となる場合が多い。要素試験とすることで、例えば難透水性覆土への化学的影響のように、実環境下での施設では直ぐに変化が開始しないものを早い段階から変化を開始できる利点もある。いずれにしても、類似環境下での試験のスケール、環境下での状態変化の予測解析と測定結果を比較し、実際の施設の状態変化のモデルやパラメータの見直しに組み込むことを効果的に行う必要があり、埋設した実績の放射エネルギー及び施設建設時の設備や覆土の初期性能が固まる段階までに計画を具体化する。さらに、これらの監視及び測定項目や監視及び測定頻度は、定期的な評価の際に、最新の知見に基づき見直す。

現時点の知見に基づき、監視及び測定の項目を、第3図の状態変化の評価、施設確認等との関係で抽出し、監視及び測定の概要について具体的に整理したものを第4表及び参考資料2に示す。第4表において、監視及び測定を行う項目について、灰色で塗りつぶして示した。



等価透水係数

300年後の難透水性覆土の鉱物組成と透水係数の分布図

第3図 1号廃棄物埋設地の解析結果（ケース②）\*2

（第十条 廃棄物埋設地のうち第四号（廃止措置の開始後の評価） 補足説明資料5「廃棄物埋設地の状態設定-状態変化の評価(化学的影響)-」を参照）

\*1：Vc\_rock：化学反応に寄与しない固相

\*2：ケース②とは難透水性覆土中の拡散挙動を単純なモデルとした場合のことである。

第3表 各バリアに期待する移行抑制機能と線量評価パラメータ

バリア	移行抑制機能	移行抑制機能の内容	線量評価パラメータ
セメント系材料 (廃棄体固型化材、埋設設備)	収着性	セメント系材料、難透水性覆土、上部覆土及び岩盤(鷹架層)の収着性を期待することにより、廃棄物埋設地からの放射性物質の漏えい量を低減し、移行を遅延させる。 基本的に収着性が大きい方が移行抑制効果は大きいですが、土地(土壌)の利用が想定される場合は、収着性が小さい方が線量低減に寄与する場合もある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分配係数</li> <li>・体積・厚さ</li> <li>・間隙率</li> <li>・粒子密度</li> </ul>
難透水性覆土			
上部覆土			
岩盤(鷹架層)			
難透水性覆土	低透水性	ベントナイト混合土を用いた難透水性覆土及び下部覆土に対して低透水性を期待することにより、施設通過流量(施設への浸入水量及び施設上部並びに生活環境への地下水の流出)を低減させる。  岩盤(鷹架層)の低透水性によって、廃棄物埋設地への地下水浸入量の低減を期待するとともに、生活環境までの移行遅延を期待する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋設設備から覆土への流出水量</li> <li>・覆土内地下水流量(希釈)</li> <li>・覆土の地下水流速</li> <li>・埋設設備から岩盤(鷹架層)への流出水量</li> <li>・岩盤(鷹架層)の地下水流速</li> </ul>
下部覆土			
岩盤(鷹架層)			



第4表 監視及び測定の項目(1/7)

☐ : 監視及び測定を行う

部位等	項目	状態設定、線量評価への感度	事業変更許可申請、確認での扱い	監視及び測定での扱い
漏えい監視	—	—	—	監視及び測定を行う（許可基準規則第十二条第一号関連） 参考資料2 2. 地下水採取孔による監視及び測定
事業所境界付近の線量等の監視	—	—	—	監視及び測定を行う（許可基準規則第十二条第二号連） 参考資料2 2. 地下水採取孔による監視及び測定
地盤	透水係数 移行距離	施設通過流量と放射性物質の移行時間に関係し、評価への感度は大きくない。評価上の移行距離20(m)～30(m)に対し実際の分布は広い。	事業変更許可申請時点までの調査で確認する。	（監視及び測定は行わない） 線量評価への影響は大きくないが、裕度を持った設定としており、監視は不要
	分配係数	線量評価の影響は大きくは無く、長期における化学影響範囲は限定的である。	事業変更許可申請時点までの試験結果により設定する。	（監視及び測定は行わない） 天然バリアの収着性の喪失を仮定したとしても著しく安全性を損なうことはなく(第2表)、線量への感度は人工バリアに比べて小さく、化学的影響範囲は限定的であることから、監視は不要
	支持力、変形	支持地盤の変形により人工バリアが大きく変形、破壊した場合は状態設定への影響がある。	事業変更許可申請時点までの調査で岩盤(鷹架層)の支持力が十分にあることを確認し、施設確認時に支持地盤が岩盤(鷹架層)であることを確認する。	（監視及び測定は行わない） 事業許可及び施設確認の時点で十分に余裕があることを確認できることから、監視は不要

第4表 監視及び測定項目(2/7)

: 監視及び測定を行う

部位等	項目	状態設定、線量評価への感度	事業変更許可申請、確認での扱い	監視及び測定での扱い
地下水	上部覆土の地下水面位置	線量評価シナリオにおいて、上部覆土表面に地下水面が常時達していないことを前提としている。	施設確認では確認しない。	線量評価の前提であることから、覆土完成後、覆土内の地下水面位置を確認する。 参考資料2 2. 地下水採取孔による監視及び測定
	施設から漏えいした放射性物質の移行先	主に南側の沢方向に流れるとしているが、全量北に流れるとしても、線量評価結果は大きくならない。	施設確認では確認しない。	線量評価の値への影響はないが評価の前提であることから、覆土完成後、廃棄物埋設地近傍の地下水面位置を確認することで流動方向を確認する。 参考資料2 2. 地下水採取孔による監視及び測定
	施設通過流量	線量評価への感度が大きい。 参考資料1 第5表 3号廃棄物埋設地の放射性物質の移行挙動に係る線量評価パラメータにおける感度解析結果	事業変更許可申請では、施設、人工バリア、天然バリアの透水係数と、天然バリアの動水勾配より計算で求める。地下流量の直接測定は困難である。	(直接的な監視及び測定は行わない) 通過流量の直接監視はしないが、各バリアの透水係数と、地下水位の観測に基づく動水勾配より計算で確認する。

第4表 監視及び測定項目(3/7)

☐:監視及び測定を行う

部位等	項目	状態設定、線量評価への感度	事業変更許可申請、確認での扱い	監視及び測定での扱い
廃棄体	放射エネルギー	線量への感度は大きい。	廃棄体確認及び施設確認により実績の放射エネルギーが確定する。	(監視及び測定は行わない) 廃棄体確認及び施設確認で確定するため、監視は不要
	廃棄物中の金属量	金属腐食膨張による施設の膨張量により、難透水性覆土等の透水係数の力学的影響があれば、施設通過流量が増え、線量が増加する。	理論上廃棄体に入れることができる最大の金属量で評価しており、廃棄体確認でも確認対象としていない。	(監視は行わない) 廃棄体確認対象ではないが、廃棄体の充填材を除いた廃棄物重量のデータより、金属の実績重量は確定することから、定期的な評価等に反映させることは可能。
	金属の膨張量	しかし、現在想定している大きな膨張量でも、透水係数の力学的影響はない。	事業変更許可申請では、膨張量が大きくなるような腐食生成物ができるとしている。施設確認では確認しない。	難透水性覆土の低透水性の喪失を仮定したとしても著しく安全性を損なうことはないが(第2表)、施設通過流量の線量への感度が大きいことから、監視及び測定を行う。 腐食による金属の膨張の進行は緩慢であり、類似環境下及び必要に応じてそれを補完する室内試験により行う。 参考資料1 2. 移行抑制機能における線量評価パラメータとその影響因子、参考資料2 3. 類似環境下での原位置試験及び必要に応じてそれを補完する室内試験による監視及び測定
	分配係数	線量への感度が大きい。  参考資料1 第5表 3号廃棄物埋設地の放射性物質の移行挙動に係る線量評価パラメータにおける感度解析結果	事業変更許可申請時に有機物等の分配係数に与える環境の影響を考慮した試験等により小さく設定する。	廃棄体(固型化材)の収着性の喪失を仮定したとしても著しく安全性を損なうことはないが(第2表)、分配係数は線量への感度が大きいことから、監視及び測定を行う。 有機物等の環境が分配係数に与える影響について、データを充実させる。 参考資料1 2. 移行抑制機能における線量評価パラメータとその影響因子、参考資料2 3. 類似環境下での原位置試験及び必要に応じてそれを補完する室内試験による監視及び測定

第4表 監視及び測定項目(4/7)

: 監視及び測定を行う

部位等	項目	状態設定、線量評価への感度	事業変更許可申請、確認での扱い	監視及び測定での扱い
埋設設備	長期透水係数	線量への感度が大きい施設通過流量に関する。鉄筋の腐食膨張や廃棄体の膨張、陥没によりひび割れが生じ透水係数が大きくなっていくが、現象が複雑で透水係数の時間変化状態を設定することは困難なため、覆土完了直後から最終的な状態である砂程度の透水性になったとして評価している。	長期の状態であり、施設確認では確認できない。	(監視及び測定は行わない) 埋設設備の透水係数の時間変化を実施設で確認することは不可能。当初から砂程度の透水性の設定としていることから、監視は不要。
	分配係数	線量への感度が大きい。  参考資料1 第5表 3号廃棄物埋設地の放射性物質の移行挙動に係る線量評価パラメータにおける感度解析結果	事業変更許可申請時に有機物等の分配係数に与える環境の影響を考慮した試験、セメント水和物の溶脱影響の考慮等により小さく設定する。	埋設設備の収着性の喪失を仮定したとしても著しく安全性を損なうことはないが(第2表)、分配係数は線量への感度が大きいことから、分配係数並びに関連する間隙率及び密度の監視及び測定を行う。 有機物等の環境が分配係数に与える影響について、データを充実させる。 管理期間内に設備からCa等が溶出する可能性があり、別途行うCaの溶脱試験でCaの溶脱が認められた場合は、Caが溶脱した試料を用いて分配係数の測定を行う。 参考資料1 2. 移行抑制機能における線量評価パラメータとその影響因子、参考資料2 3. 類似環境下での原位置試験及び必要に応じてそれを補完する室内試験による監視及び測定

第4表 監視及び測定項目(5/7)

:監視及び測定を行う

部位等	項目	状態設定、線量評価への感度	事業変更許可申請、確認での扱い	監視及び測定での扱い
難透水性覆土	セメント系材料からのCa等の溶脱の間接的評価	セメント系材料からのCa等の溶脱により難透水性覆土が化学変質し透水係数が大きくなると、線量への感度が大きい施設通過流量に影響する。	施設確認では、セメント系材料からのCa等の溶脱の直接確認は困難。	<p>難透水性覆土の低透水性の喪失を仮定したとしても著しく安全性を損なうことはないが(第2表)、施設通過流量の線量への感度が大きいことから、透水係数並びに関連する間隙率及び密度の監視及び測定を行う。</p> <p>管理期間内に設備からCa等が溶出する可能性がある。線量評価では、設備が覆土完了直後から砂程度の透水性に劣化し、Ca等が難透水性覆土に供給されやすい環境を前提としており、実際に管理期間内の変質は緩慢であると推定する。Ca等の溶脱状況は設備からサンプルを採って分析する必要があるが、バリアの損傷を伴うため、実施ではなく、類似環境下の原位置試験及び必要に応じてそれを補完する室内試験で行う。</p> <p>参考資料1 2. 移行抑制機能における線量評価パラメータとその影響因子、参考資料2.3. 類似環境下での原位置試験及び必要に応じてそれを補完する室内試験による監視及び測定</p>

第4表 監視及び測定項目(6/7)

: 監視及び測定を行う

部位等	項目	状態設定、線量評価への感度	事業変更許可申請、確認での扱い	監視及び測定での扱い
難透水性覆土	初期透水係数	線量への感度が大きい施設通過流量に関係する。難透水性覆土の透水係数が大きくなった場合、施設通過流量が増える。埋設設備の膨張等による難透水性覆土の透水係数は、	施設確認で初期の透水係数と、長期の性能の前提となる覆土の仕様を確認する。透水係数の空間的ばらつきは、施工方法、品質管理方法で確認する。	(監視及び測定は行わない) 施設確認で確定するため、監視は不要。
	長期透水係数	力学的影響をほとんど受けない。化学的影響は小さいが化学的変質はする可能性がある。	施設確認では、長期の透水係数は直接確認できない。	<p>難透水性覆土の低透水性の喪失を仮定したとしても著しく安全性を損なうことはないが(第2表)、施設通過流量の線量への感度が大きいことから、難透水性覆土の透水係数並びに関連する間隙率及び密度の監視及び測定を行う。難透水性覆土全体が飽和する前は、透水係数の空間的分布にばらつきが見られるが、放射性物質の移行の観点からは、移行経路が完全に水で満たされておらず、移行量は制限されることから問題ないとする。設備から溶出するCa等による変質が管理期間内に起こる可能性がある。ただし、設備が覆土完了直後から砂程度の透水性に劣化し、Ca等が難透水性覆土に供給されやすい環境を前提としており、実際に管理期間内の変質は緩慢なものになる。変質状況は難透水性覆土からサンプルを採って分析する必要があるが、バリアの損傷を伴うため、実施ではなく、類似環境下での原位置試験及び必要に応じてそれを補完する室内試験で行う。</p> <p>参考資料 1 2. 移行抑制機能における線量評価パラメータとその影響因子、参考資料 2 3. 類似環境下での原位置試験及び必要に応じてそれを補完する室内試験による監視及び測定</p>

第4表 監視及び測定項目(7/7)

■:監視及び測定を行う

部位等	項目	状態設定、線量評価への感度	事業変更許可申請、確認での扱い	監視及び測定での扱い
難透水性覆土	分配係数	線量への感度は低い。 参考資料1 第5表 3号廃棄物埋設地の放射性物質の移行挙動に係る線量評価パラメータにおける感度解析結果	事業変更許可申請時に有機物等の分配係数に与える環境の影響を考慮した試験等により小さく設定する。	(監視及び測定は行わない) 線量への感度が低いため、監視は不要。
下部覆土	初期透水係数	線量への感度が大きい施設通過流量に関係する。 下部覆土の透水係数が大きくなった場合、施設通過流量が増える。 下部覆土の透水係数に対する力学的影響及び化学的影響は小さい。	施設確認で初期の透水係数と、長期の性能の前提となる覆土の仕様を確認する。	(監視及び測定は行わない) 施設確認で確定するため、監視は不要。
	長期透水係数		—	力学的影響及び化学的影響がほとんどないが、施設通過流量の線量への感度は大きく、難透水性覆土及び下部覆土全体の透水性を確認する観点から、下部覆土の透水係数並びに関連する間隙率及び密度の監視及び測定を行う。変質状況は下部覆土からサンプルを採って分析する必要があるが、バリアの損傷を伴うため、実施設ではなく、類似環境下の原位置試験及び必要に応じてそれを補完する室内試験で行う。
上部覆土	初期透水係数	線量への感度は低い。	施設確認では確認しない。	(監視及び測定は行わない) 線量への感度が低いため、監視は不要。
	長期透水係数		—	(監視及び測定は行わない) 線量への感度が低いため、監視は不要。
	分配係数	線量への感度は低い。 参考資料1 第5表 3号廃棄物埋設地の放射性物質の移行挙動に係る線量評価パラメータにおける感度解析結果	施設確認では確認しない。	(監視及び測定は行わない) 線量への感度が低いため、監視は不要。

線量評価パラメータと影響因子及び  
前提条件との関係



## 目 次

1. 移行抑制機能と線量評価パラメータの関係について..... 1
2. 移行抑制機能における線量評価パラメータとその影響因子..... 2

1. 移行抑制機能と線量評価パラメータの関係について

線量評価において埋設設備内の核種  $i$  の間隙水中濃度は以下の式を用いて評価しており、収着性を示す分配係数のほか、埋設設備の分配平衡体積、間隙率及び粒子密度が人工バリアである埋設設備内の核種  $i$  の間隙水中濃度を決定するパラメータである。

$$C_{ww}(0, i) = \frac{A_0(i)}{\varepsilon \cdot Rf(i) \cdot V_{meq}}$$

$$\overline{\varepsilon \cdot Rf(i)} = \sum_j (P(j) \cdot \varepsilon(j) \cdot Rf(i, j))$$

$C_{ww}(0, i)$  : 埋設設備内の覆土完了直後における核種  $i$  の間隙水中濃度 (Bq/m<sup>3</sup>)

$A_0(i)$  : 核種  $i$  の総放射能量 (Bq)

$P(j)$  : 埋設設備内の媒体  $j$  の体積分率 (-)

$\varepsilon(j)$  : 埋設設備内の媒体  $j$  の間隙率 (-)

$Rf(i, j)$  : 埋設設備内の媒体  $j$  の核種  $i$  の遅延係数 (-) ;

$$= 1 + \frac{1 - \varepsilon(j)}{\varepsilon(j)} \cdot \rho(j) \cdot Kd(i, j)$$

$\rho(j)$  : 埋設設備内の媒体  $j$  の粒子密度 (kg/m<sup>3</sup>)

$Kd(i, j)$  : 埋設設備内の媒体  $j$  の核種  $i$  の分配係数 (m<sup>3</sup>/kg)

$V_{meq}$  : 分配平衡となる埋設設備の体積 (m<sup>3</sup>)

また、埋設設備から鷹架層への核種  $i$  の漏出量は以下の式を用いて評価しており、人工バリアである覆土及び天然バリアである鷹架層の透水係数、動水勾配によって設定される流出水量が、埋設設備からの核種  $i$  の漏出量を決定するパラメータである。

$$S_g(t, i) = Q_{go}(t) \cdot C_{ww}(t, i)$$

$t$  : 覆土完了以後の経過時間 (y)

$S_g(t, i)$  : 埋設設備から鷹架層への核種  $i$  の漏出量 (Bq/y)

$Q_{go}(t)$  : 埋設設備から鷹架層への流出水量 (m<sup>3</sup>/y)

$C_{ww}(t, i)$  : 埋設設備内の時刻  $t$  における核種  $i$  の間隙水中濃度 (Bq/m<sup>3</sup>)

添付資料 1 「3. (4) 監視及び測定の対象とする項目及び方法」の第 3 表「各バリアに期

待する移行抑制機能と線量評価パラメータ」に関連した重要パラメータである「埋設設備から岩盤(鷹架層)又は上部覆土への流出水量」、「各バリア材料の分配係数」に与える影響事象は、比較的緩慢に生じる廃棄物埋設地の周辺環境の変化によるものが主なものであり、短期間に著しくバリア機能が変化することは考え難い。

したがって、廃棄物埋設地近傍の変化を評価するために、地下水の水質(放射性物質の濃度含む)及び温度、流入出水量及び流速の変化を確認することが考えられる。

線量評価パラメータの透水係数から求められる流出水量及び分配係数に与える代表的な影響事象としては、地下水との反応による各バリア材・間隙水の変化が考えられる。

しかし、覆土完了後において、人工バリア及び天然バリアより材料を直接採取することは、バリアを損傷することになり、移行抑制機能の損失が懸念されるため、状態変化を直接的に評価することは実質不可能である。したがって、「第二種廃棄物埋設の事業に関する安全審査の基本的考え方」について(22 安委決第 24 号平成 22 年 8 月 9 日原子力安全委員会決定)に基づき、類似環境下での原位置試験及びそれを補完する室内試験を行い、人工バリア及び天然バリア機能(収着性、低透水性)の変化を確認することが考えられる。

## 2. 移行抑制機能における線量評価パラメータとその影響因子

第 1 表及び第 2 表に長期状態において収着性及び低透水性に影響を及ぼす要因の抽出例を、第 3 表及び第 4 表に各材料の要求機能に対する項目関連性を示す。

添付資料 1「3. (4)監視及び測定の対象とする項目及び方法」の第 3 表「各バリアに期待する移行抑制機能と線量評価パラメータ」に示す線量評価パラメータと第 1 表及び第 2 表の影響要因の抽出例について、第 3 表及び第 4 表を踏まえ、その関係性を整理する。第 1 図に長期状態における各種影響要因の関係例を示す。これらを踏まえ類似環境下での原位置試験及びそれを補完する室内試験に対する監視及び測定項目候補を抽出する。

第 2 図に長期状態における各種影響要因と監視項目、監視設備の関係例を示す。

線量評価パラメータの感度解析の一例として、第 5 表に 3 号廃棄物埋設地の放射性物質の移行挙動に係る線量評価パラメータにおける感度解析結果を示す。これより、分配係数と地下水流入量において線量評価感度が高い結果となっている。

第 1 表 長期状態において収着性に影響を及ぼす要因の抽出（例）

項目	長期状態における影響要因		影響機構	
分配係数	セメント系材料特性の変化	化学的影響	セメント水和物の溶脱、二次鉱物の生成	地下水によりセメント水和物の溶解や地下水成分との反応による二次鉱物の生成により空隙構造が変化する。
			廃棄体に含まれる硫酸塩による二次鉱物の生成	廃棄体に含まれる硫酸塩とセメント水和物の反応により二次鉱物が生成し、空隙構造が変化する。
			有機物	セルロースはアルカリ性の環境下において分解し、生成したイソサッカリン酸と放射性物質が錯体を形成し、収着性に影響する。
		力学的影響	セメント水和物の溶脱	地下水によりセメント水和物の溶解により空隙構造が変化し、剛性、強度が低下する。
廃棄体に含まれる硫酸塩による二次鉱物の生成			廃棄体に含まれる硫酸塩とセメント水和物の反応により二次鉱物が生成され、セメント系材料にひび割れが発生する。	
ベントナイト系材料特性の変化	化学的影響	モンモリロナイト、随伴鉱物の溶解、二次鉱物の生成	セメント系材料からの高アルカリ性の間隙水によるベントナイト構成材料の溶解による空隙の増加。溶解成分と地下水成分が反応し二次鉱物が沈殿する。	

第 2 表 長期状態において低透水性に影響を及ぼす要因の抽出（例）

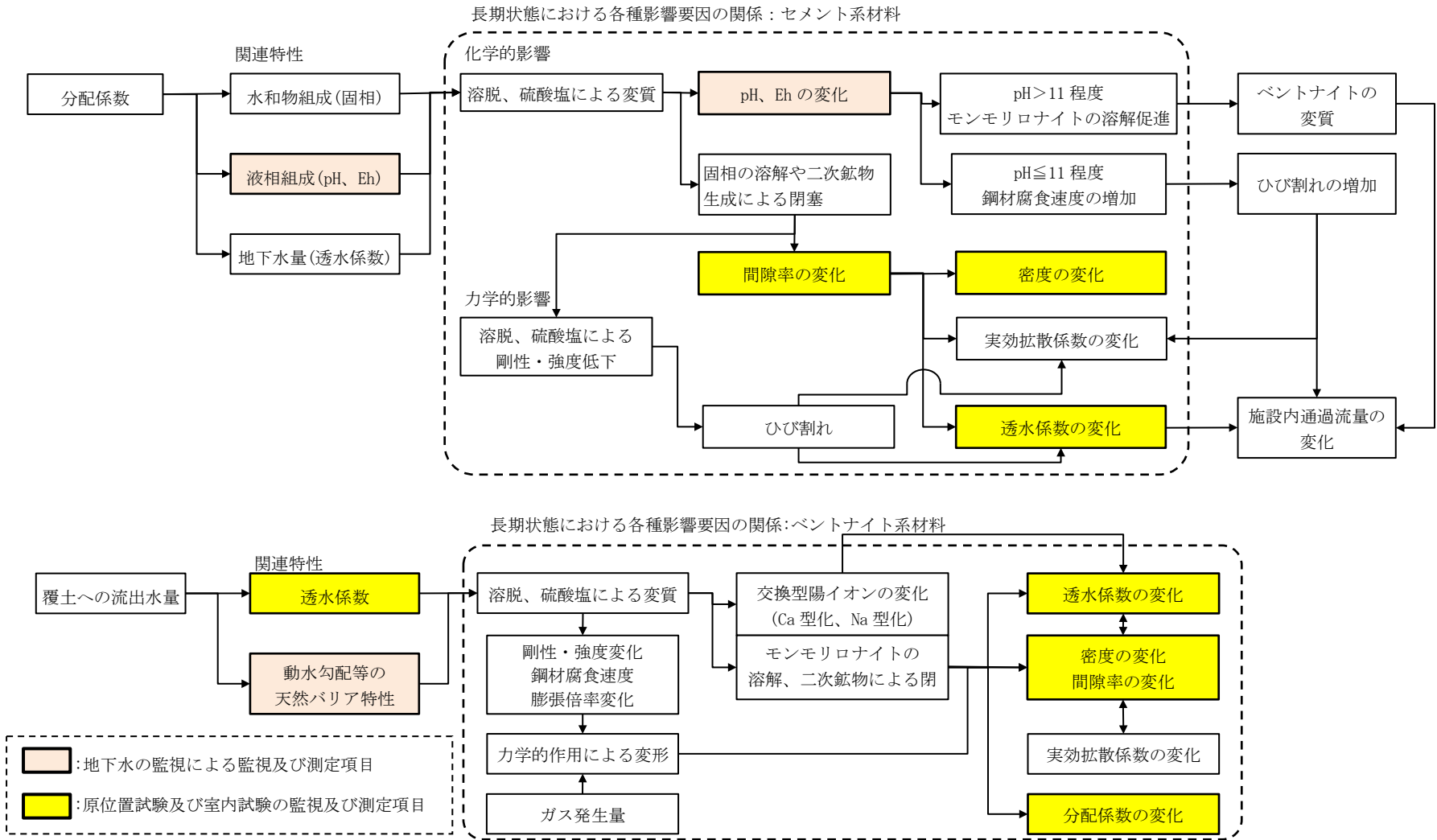
項目	長期状態における影響要因		影響機構	
透水係数	ベントナイト特性の変化	化学的影響	交換性陽イオンの変化	セメント系材料からの高カルシウム濃度の間隙水によるベントナイトのCa型化する。
			廃棄体中のほう酸塩、硫酸塩などの可溶性塩影響	可溶性塩影響により、空隙特性(空隙率、空隙構造)が変化するとともに、膨潤性能が低下する。また、陥没による覆土の変形する。
	有効粘土密度の変化	力学的影響	金属の腐食	金属の腐食膨張により、覆土に、厚さの減少及び変位に伴う透水性が変化した領域の発生する。
		化学的影響	モンモリロナイトの溶解、随伴鉱物の溶解、二次鉱物の生成	セメント系材料からの高アルカリ性の間隙水によるベントナイト構成材料の溶解に伴う密度低下する。溶解成分と地下水成分などが反応して二次鉱物が沈殿する。
短絡経路の形成	力学的影響	ガス発生	廃棄体の腐食などにより発生したガスによる覆土の破過が生じ、低密度部を形成する。	

第3表 セメント系材料の要求機能に対する項目関連性

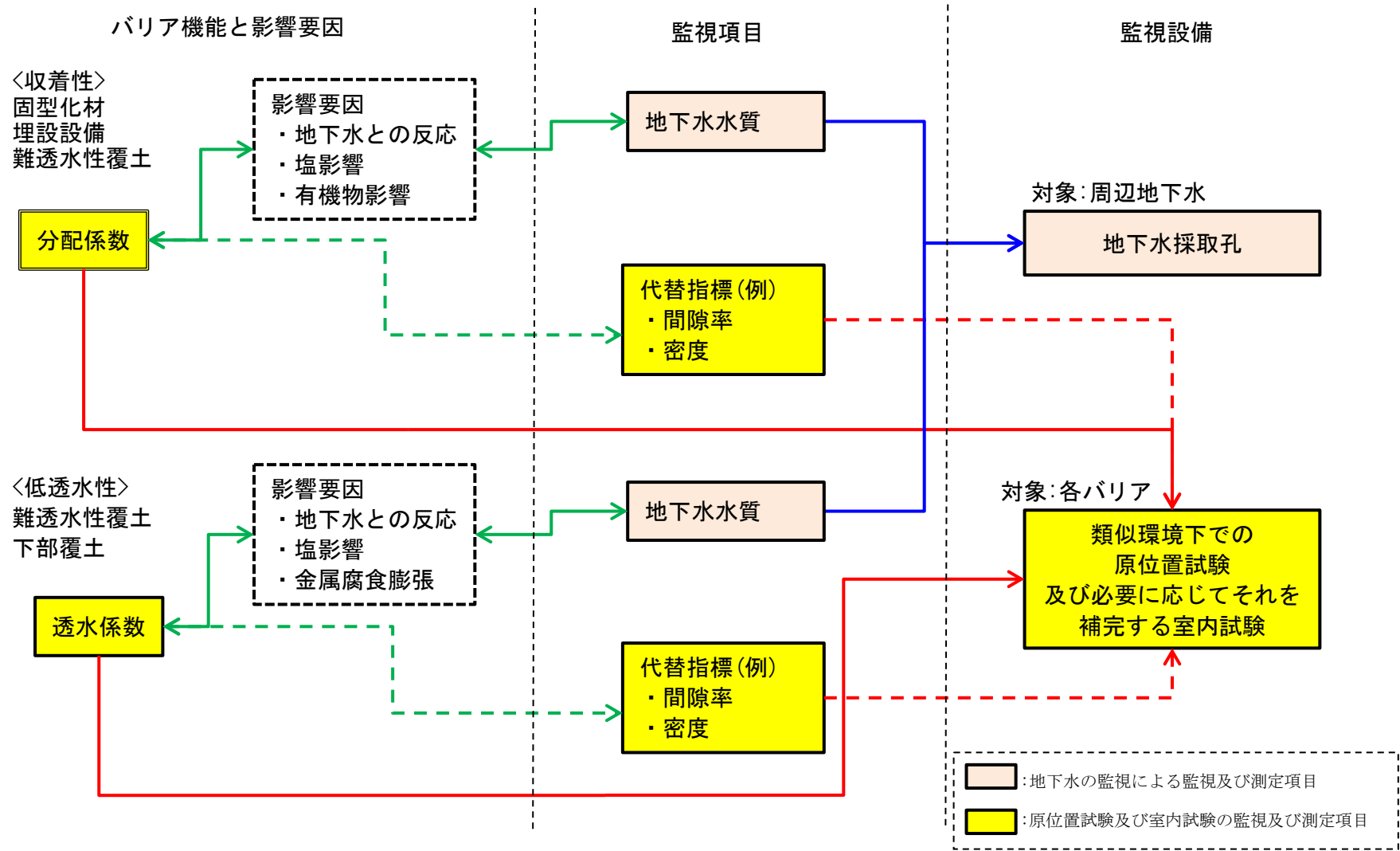
項目	長期において変化する項目		化学的環境要因
	代表的な項目	関連する項目	
透水係数	間隙率	密度	pH
拡散係数	ひび割れ	強度、剛性	固相組成（鉱物組成）
分配係数	間隙率	密度	pH Eh 固相組成（鉱物組成）

第4表 ベントナイト系材料の要求機能に対する項目関連性

項目	長期において変化する項目		化学的環境要因
	代表的な項目	関連する項目	
透水係数	間隙率	密度	pH
拡散係数	モンモリロナイト量	強度、剛性	固相組成
分配係数		交換性陽イオン量	pH Eh 固相組成（鉱物組成）



第 1 図 長期状態における各種影響要因の関係(例)



第2図 長期状態における各種影響要因と監視項目、監視設備の関係(例)

第5表 3号廃棄物埋設地の放射性物質の移行挙動に係る線量評価パラメータにおける感度解析結果(1/2)\*1

考慮した状態設定	状態設定に基づく 線量評価パラメータ設定値		設定の考え方	漁業従事者*2の 被ばく線量( $\mu$ Sv/y) (支配核種)
人工バリアの収着性を喪失したケース	廃棄体の分配係数( $m^3/kg$ )	全核種 0	人工バリアの収着性を無視したケースとして、覆土完了時点から分配平衡領域の分配係数を全核種 0( $m^3/kg$ )と設定する。	約 $1.7 \times 10^1$ (C-14)
	充填モルタルの分配係数( $m^3/kg$ )	全核種 0		
	コンクリートの分配係数( $m^3/kg$ )	全核種 0		
天然バリアの収着性を喪失したケース	難透水性覆土の分配係数( $m^3/kg$ )	全核種 0	覆土完了時点から難透水性覆土の分配係数を全核種 0( $m^3/kg$ )と設定する。	約 $1.1 \times 10^0$ (C-14)
	上部覆土の分配係数( $m^3/kg$ )	全核種 0	覆土完了時点から上部覆土の分配係数を全核種 0( $m^3/kg$ )と設定する。	約 $8.0 \times 10^{-1}$ (C-14)
	岩盤(鷹架層)の分配係数( $m^3/kg$ )	全核種 0	覆土完了時点から鷹架層の分配係数を全核種 0( $m^3/kg$ )と設定する。	約 $7.0 \times 10^0$ (Am-241)*3
人工バリアの低透水性を喪失したケース *4*5	埋設設備から上部覆土への流出水量( $m^3/y$ )	5,200	人工バリアの低透水性を無視したケースとして、覆土完了時点から各バリアの透水係数を厳しい自然事象シナリオの設定( $1.5 \times 10^{-8}(m/s)$ )よりも厳しい設定( $1.0 \times 10^{-7}(m/s)$ )とする。	約 $6.4 \times 10^0$ (C-14)
	埋設設備から鷹架層への流出水量( $m^3/y$ )	6,200		
天然バリアの低透水性が喪失したケース	上部覆土の地下水流速( $m/y$ )	100	廃棄物埋設地周囲の動水勾配を10倍として設定する。なお、上部覆土には低透水性を期待していない。	約 $8.0 \times 10^{-1}$ (C-14)
	鷹架層の地下水流速( $m/y$ )	3	鷹架層の透水性が著しく変化することは想定されないため、廃棄物埋設施設周囲の動水勾配を確からしい設定の10倍として設定する。	約 $9.2 \times 10^{-1}$ (C-14)



第5表 3号廃棄物埋設地の放射性物質の移行挙動に係る線量評価パラメータにおける感度解析結果(2/2)

考慮した状態設定	状態設定に基づく 線量評価パラメータ設定値		設定の考え方	漁業従事者*2の 被ばく線量( $\mu$ Sv/y) (支配核種)
人工バリアの拡散性を 喪失したケース	難透水性覆土の実効拡散係数( $m^2/s$ )	$2.0 \times 10^{-9}$	自由水中の拡散係数を参考に設定する。 なお、難透水性覆土には低拡散性を期待 していない。	約 $1.3 \times 10^0$ (C-14)
天然バリアの移行距離 を喪失したケース	核種が流入する鷹架層下流端から尾 駁沼又は河川又は沢までの評価上の 距離(m)	0	移行時間が短くなるよう、廃棄物埋設地 下流端から尾駁沼、河川又は沢までの距 離を0(m)と設定する。	約 $8.8 \times 10^{-1}$ (C-14)
	核種が流入する上部覆土の地下水流 向方向長さ(m)	1	移行時間が短くなるよう、上部覆土への 核種の流出範囲を1(m)と設定する。	約 $8.0 \times 10^{-1}$ (C-14)
	核種が流入する鷹架層の地下水流向 方向長さ(m)	1	移行時間が短くなるよう、鷹架層への核 種の流出範囲を1(m)と設定する。	約 $8.3 \times 10^{-1}$ (C-14)
【参考】 確からしい自然事象シ ナリオ	—	—	—	約 $8.0 \times 10^{-1}$ (C-14)
【参考】 厳しい自然事象シナリ オ	—	—	—	約 $2.5 \times 10^1$ (Pu-239)

\*1: 確からしい自然事象シナリオと比較して線量感度が5倍以上高いものに関しては、表内をハッチングしている。

\*2: 被ばく経路に関しては許可基準規則第十条第四号に記載した確からしい自然事象シナリオにおける全ての被ばく経路を対象とした。本資料に記載した漁業従事者は、前述した被ばく経路の重ね合わせのうち、被ばく線量が最も高くなる評価対象個人である。

\*3: 確からしい自然事象シナリオの支配核種である C-14 は天然バリアの収着性(分配係数)が小さいことから、支配核種は天然バリアの収着性(分配係数)の大きい Am-241 に変わっている。

\*4: 人工バリアの低透水性の喪失したケースとして、難透水性覆土及び下部覆土の膨潤性が損なわれ、細粒分が残留する状態を想定し、透水係数を  $1.0 \times 10^{-7} (m/s)$  と設定する。

\*5: 本ケースの埋設設備から上部覆土への流出水量及び埋設設備から鷹架層への流出水量は、設定した透水係数を基に2次元地下水浸透流解析第十条 廃棄物埋設地のうち第四号 (廃止措置の開始後の評価) 補足説明資料7「線量評価パラメータ-埋設設備からの流出水量-」を参照により算出を行った。確からしい自然事象シナリオの設定値はそれぞれ  $10 (m^3/y)$ 、 $1,100 (m^3/y)$ 、厳しい自然事象シナリオの設定値はそれぞれ  $990 (m^3/y)$ 、 $2,800 (m^3/y)$  である。

移行抑制機能の  
監視及び測定具体的な方法の例

## 目 次

1. 監視及び測定について .....	1
(1) 監視測定設備の構成 .....	1
(2) 監視及び測定項目 .....	3
2. 地下水採取孔及び地下水位採取孔における監視及び測定 .....	6
(1) 人工バリアの収着性及び環境条件の監視及び測定 .....	6
(2) 天然バリア環境条件の監視及び測定 .....	10
3. 類似環境下での原位置試験及び必要に応じてそれを補完する室内試験による監視及び測定 .....	20
(1) 人工バリアの収着性の監視及び測定項目 .....	20
(2) 人工バリアの低透水性の監視及び測定項目 .....	22

## 1. 監視及び測定について

### (1) 監視測定設備の構成

定期的な評価等で将来のバリア機能（移行抑制機能）の初期性能からの経年的変化が、想定している変化の範囲内であることを確認するために、以下を対象として監視を行う。

- ・ 廃棄物埋設地周囲に放射性物質の異常な漏えいがないことを監視する。
- ・ 廃棄物埋設地周囲の地下水流れに異常な変化がないことを監視する。
- ・ 廃棄物埋設地周囲の地下水成分の異常な変化がないことを監視する。
- ・ 埋設設備、覆土の状態変化を監視する。

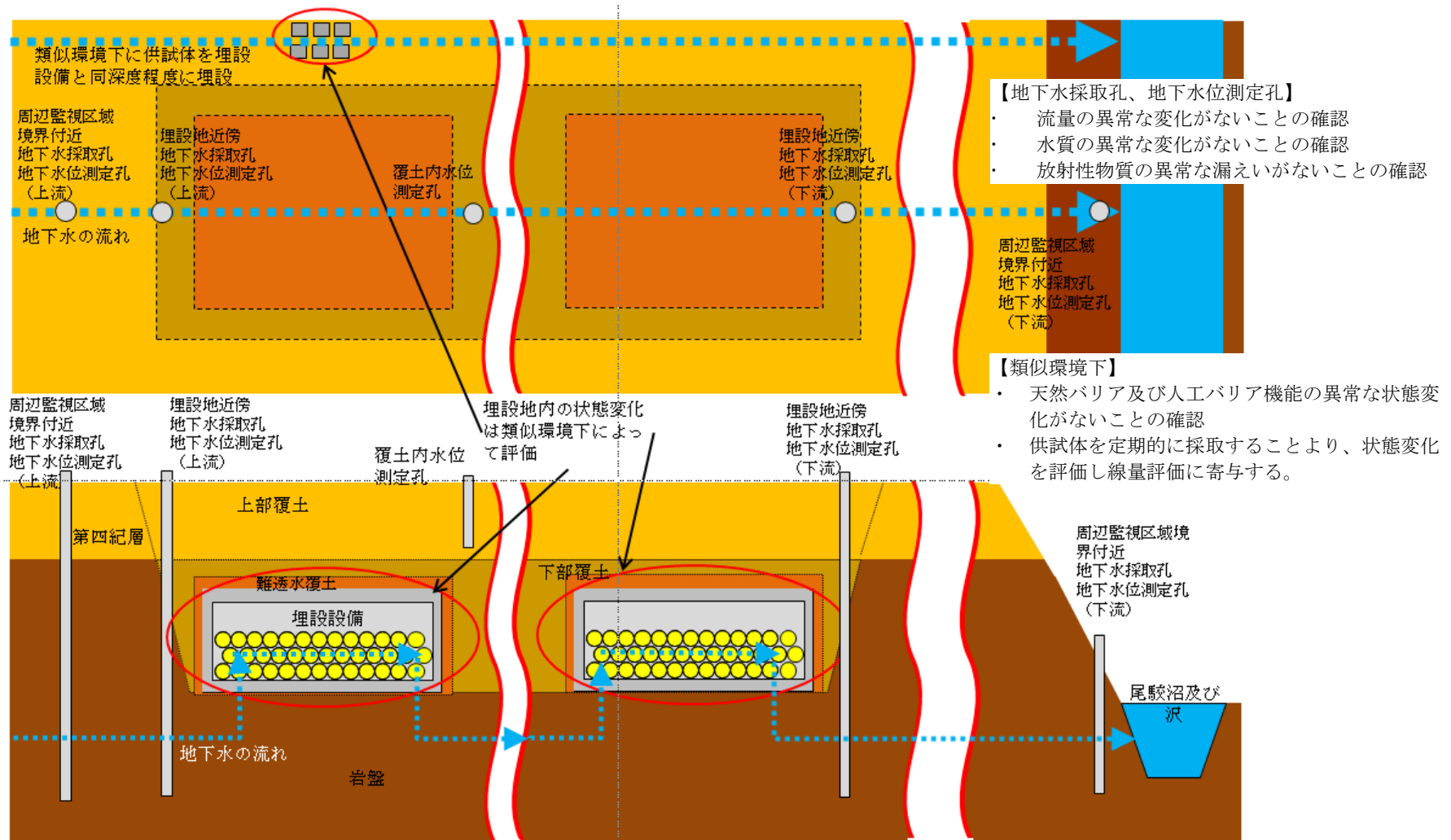
上記のうち、廃棄物埋設地周囲の放射性物質の異常な漏えい及び地下水については、地下水採取孔及び地下水位測定孔を用いて監視及び測定を行う。埋設設備及び覆土の状態変化は、下記に示す理由から直接的に測定が困難なため、類似環境下での原位置試験及び必要に応じてそれを補完する室内試験により、監視及び測定する。

- ・ 埋設設備及び覆土をボーリングや開削により直接サンプリングして測定することで、バリア機能を損傷する可能性がある。
- ・ 埋設設備及び覆土に計器を直接埋め込み測定することは、バリア機能を損傷する可能性があること及び、廃止措置の開始までの長期間測定することが不可能である。ただし、上部覆土及び岩盤（鷹架層）については、以下の理由により監視は行わない。
- ・ 上部覆土の収着性については、分配係数の線量評価への感度が低いため、監視及び測定は行わない。
- ・ 岩盤（鷹架層）の収着性及び低透水性は、評価上の移行距離 20m に対し実際の分布は広く、化学的に影響を受けるとしてもその範囲は限定的で力学的にも安定していることから、監視は行わない。

廃棄物埋設地と類似した環境とするために、以下の事項を考慮する。

- ・ 廃棄物埋設地の近傍で埋設設備と同程度の深度に供試体を埋設することで、地下水環境（水理、化学）及び、有効拘束圧（力学）を再現する。
- ・ 類似環境下での原位置試験の測定結果を補完するための室内試験を必要に応じて行う。

地下水の水位その他の廃棄物埋設地及びその周囲の状況の監視測定設備の例のイメージを第 1 図に示す。



第1図 監視測定設備の例のイメージ

(2) 監視及び測定項目

監視及び測定項目は、人工バリア及び天然バリアの各部材に期待する移行抑制機能と評価パラメータの関係及び評価パラメータの関連特性、関連パラメータ及び影響因子を整理し、長期状態評価結果を踏まえて設定する（参考資料 1 線量評価パラメータと影響因子及び前提条件との関係を参照）。設定に当たっては、線量評価への感度があるものを基本とし、廃止措置の開始までの間での状態の変化の想定に応じ、監視及び測定頻度を定め、定期的な評価で、監視及び測定項目と頻度は必要に応じて見直す。

各部材における監視及び測定項目の関係を第 1 表に示す。また、監視及び測定項目は第 2 表に示すように整理される。

類似環境下での原位置試験例イメージを第 2 図に示す。

第 1 表 各部材における監視及び測定項目の関係\*1

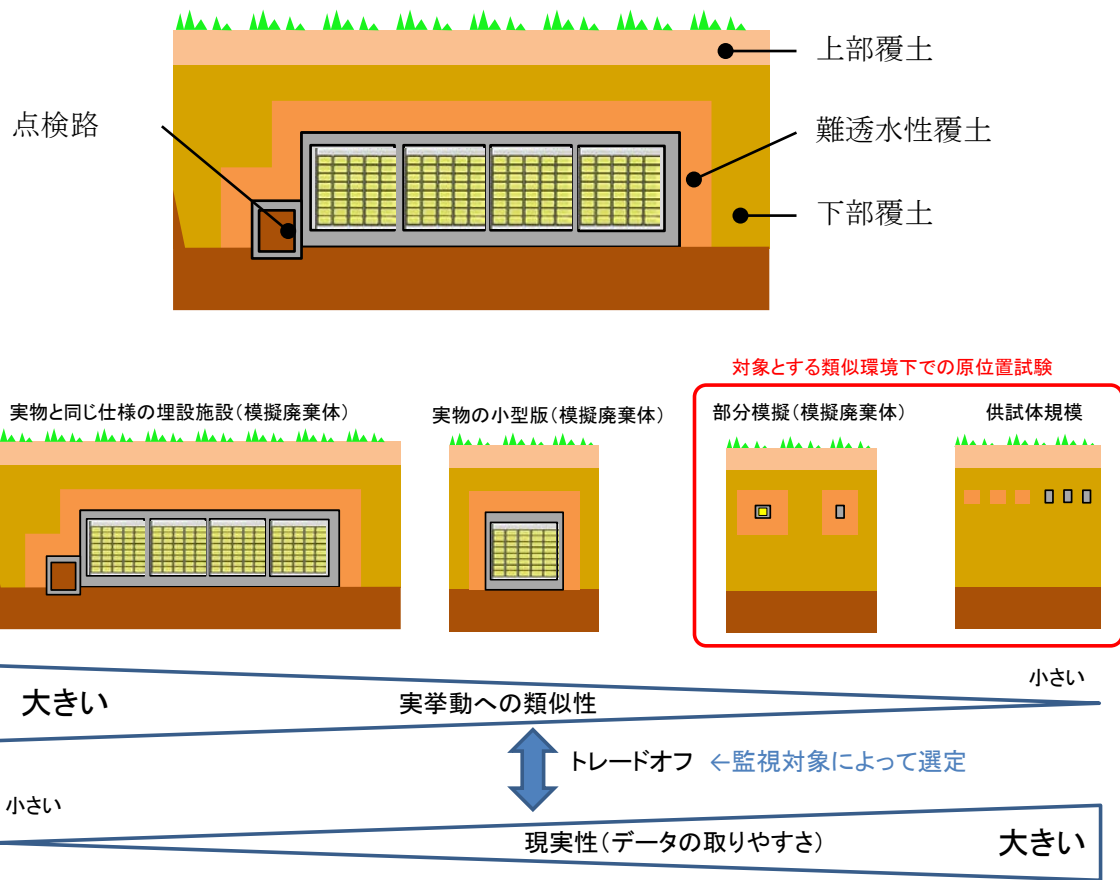
バリア	部材	技術要件	影響要因	監視項目	監視設備
人工バリア、 天然バリア	廃棄物埋設施 設全体	収着性  低透水性	地下水との反応  塩影響  金属腐食膨張	放射性物質の濃度	地下水採取孔
				地下水の水質	
				地下水の水位(地 下水流動場、覆土 内地下水位、動水 勾配)	地下水水位測定孔
人工バリア	セメント系材 料  (廃棄体固型化 材、埋設設備)	収着性	地下水との反応  塩影響  有機物影響	分配係数	類似環境下での 原位置試験及び 必要に応じてそ れを補完する室 内試験
				間隙率	
				密度	
人工バリア	難透水性覆土  下部覆土	低透水性	地下水との反応  塩影響  金属腐食膨張	透水係数	内試験
				間隙率	
				密度	

\*1:収着性や低透水性に関係する各部材の体積や厚さは、初期性能時点で確認する。

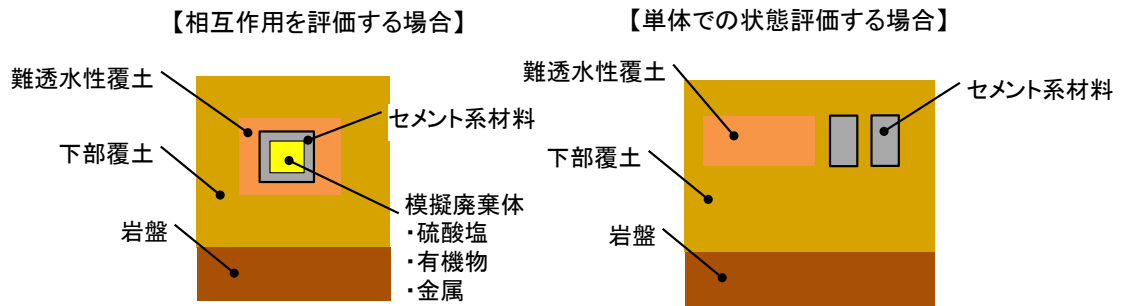
第2表 監視及び測定項目の概要

関係する機能		監視測定項目	監視測定場所	監視測定設備	監視頻度
移行抑制 機能	収着性 低透水性	地下水の水位(地下水流動場)	周辺監視区域境界 付近	地下水水位測定孔	1年に1回 を基本と し、監視及 び測定の様 況等により 必要に応じ て見直す。
		地下水の水質	廃棄物埋設地近傍	地下水採取孔	
			低レベル廃棄物管 理建屋等	水質の分析装置	
		地下水の水位(覆土内地下水位)	廃棄物埋設地	地下水水位測定孔	
	地下水の水位(動水勾配)	廃棄物埋設地近傍	地下水水位測定孔		
	低透水性	金属の膨張量(廃棄体)	—*1	—*1	10年に1 回を基本と し、監視及 び測定の様 況等により 必要に応じ て見直す。
	収着性	分配係数(廃棄体)			
		分配係数並びに関連する間隙率 及び密度(埋設設備)			
低透水性	透水係数並びに関連する間隙率 及び密度(難透水性覆土及び下部 覆土)				

\*1:分配係数及び透水係数は、模擬試験体を埋設した廃棄物埋設地の類似環境下での原位置試験及び必要に応じてそれを補完する室内試験によって確認を行う。



類似環境での大型原位置試験体の設置は現実的でないため、質量比一定とした小型原位置試験体を目的に応じて設置する。



目的に応じて小型の原位置試験体を設置する。

第2図 類似環境下での原位置試験例イメージ



## 2. 地下水採取孔及び地下水位測定孔における監視及び測定

### (1) 人工バリアの収着性及び環境条件の監視

人工バリアの収着性に影響する埋設設備付近の地下水の水質(放射性物質の濃度含む)を監視及び測定し、廃棄物埋設地から流出する地下水の化学環境の変化を確認する。

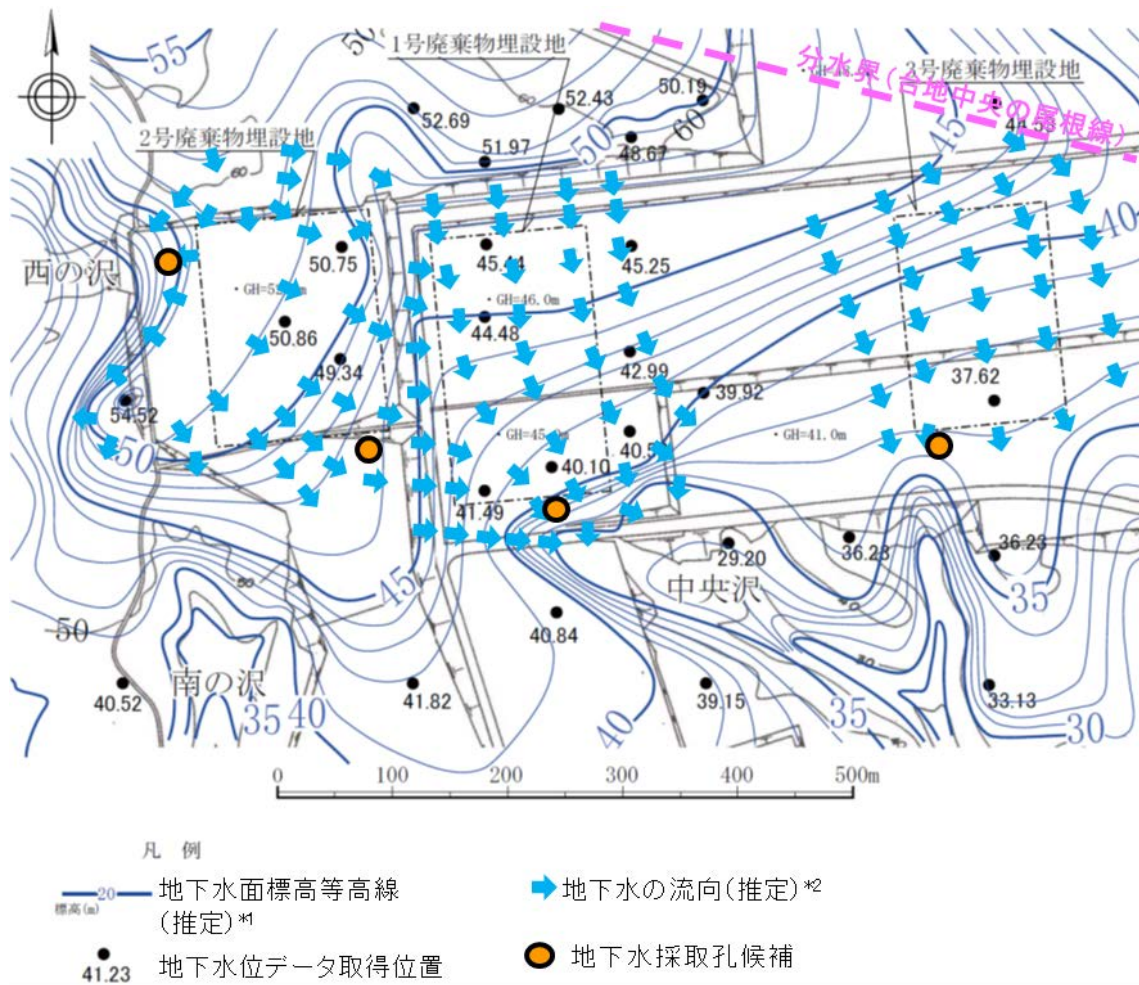
監視方法、監視及び測定期間、地下水採取孔の位置・深さ、測定方法、監視及び測定頻度、測定精度について第3表及び第3図に示す。

また、水質分析項目は、環境変化の確認を行う観点で、現状の地下水の水質分析項目と同様に、マグネシウムイオン、カルシウムイオン、ナトリウムイオン、カリウムイオン、硫酸イオン、炭酸水素イオン、塩化物イオン、溶存鉄、pH及び電気伝導度とする。水質分析方法は、日本産業規格(JIS)に準じるものとする。(第4表参照)

第3表 人工バリアの収着性に関する監視及び測定のおえ方\*1

項目	おえ方
監視方法	地下水の水質分析は、廃棄物埋設地に地下水採取孔を設けて地下水を採取及び運搬し、室内において採取した地下水を対象に一般的な水質分析項目(マグネシウムイオン、カルシウムイオン、ナトリウムイオン、カリウムイオン、硫酸イオン、炭酸水素イオン、塩化物イオン、溶存鉄、pH及び電気伝導度)について行う。 放射性物質の濃度の測定対象核種は、状況に応じて設定する。
監視及び測定期間	覆土完了から廃止措置の開始までの間
地下水採取孔の位置	地下水採取孔は、埋設設備を経由した地下水の水質を確認することから、埋設設備より流出する地下水流向から、沢方向の流れを想定した上で、地下水の下流側とする。また、埋設設備を経由した地下水の水質が周りの影響をできるだけ受けない埋設設備付近とする。2号埋設設備においては西の沢への流れも考慮し、西の沢への流れも確認できる地下水採取孔を設置するものとする。
地下水採取孔の深さ	地下水採取孔の深さは、水質分析に必要な水量を確保できる深さ及び埋設設備を経由した地下水の移行経路に該当する深さとする。
測定方法	地下水の採取は、ベアラを利用する。 地下水の水質分析は、日本産業規格に準拠する。
監視及び測定頻度	監視及び測定頻度は廃棄物埋設地内で予想される地下水の流速を参考に設定する。
測定精度	測定期間及び使用環境に適応して実用上必要な精度で測定できる性能を有する測定設備を用いる。

\*1: 定期的な評価等の結果に基づき、監視及び測定項目、監視測定設備やその位置、頻度等は、必要に応じ見直す。



\*1：地下水面標高等高線は、覆土完了後の地形に最も近いと想定される敷地造成後の1990年6月の地下水位測定データを基に地形形状を勘案して作成した。

\*2：地下水の流向は、地下水面標高等高線と直角の方向に地下水面標高が大きい方から小さい方の向きに矢印を引いた。

第3図 廃棄物埋設地付近の地下水採取孔候補

第4表 水質分析方法

水質分析項目	分析方法	単位
マグネシウムイオン ( $\text{Mg}^{2+}$ )	JIS K 0102-2013 51.2 に定めるフレイム原子吸 光法	mg/L
カルシウムイオン ( $\text{Ca}^{2+}$ )	JIS K 0102-2013 50.2 に定めるフレイム原子吸 光法	mg/L
ナトリウムイオン ( $\text{Na}^+$ )	JIS K 0102-2013 48.2 に定めるフレイム原子吸 光法	mg/L
カリウムイオン( $\text{K}^+$ )	JIS K 0102-2013 49.2 に定めるフレイム原子吸 光法	mg/L
硫酸イオン( $\text{SO}_4^{2-}$ )	JIS K 0102-2013 41.3 に定めるイオンクロマト グラフ法	mg/L
炭酸水素イオン ( $\text{HCO}_3^-$ )	JIS K 0101-1998 13.1 に定める酸消費量	mg/L
塩化物イオン( $\text{Cl}^-$ )	JIS K 0102-2013 35.3 に定めるイオンクロマト グラフ法	mg/L
溶存鉄(T-Fe)	JIS K 0102-2013 57.2 に定めるフレイム原子吸 光法	mg/L
pH	JIS Z 8802-2011 に定める pH 測定方法	-
電気伝導率	JIS K 0102-2013 13 に定める電気伝導率試験方 法	mS/m

## (2) 天然バリア環境条件の監視及び測定

埋設設備付近の天然バリアの地下水の流向、動水勾配、地下水位を監視及び測定し、廃棄物埋設地の地下水流入、流出量の変化を確認する。以下、次のことについて説明する。

- (i) 敷地の地下水の流向を確認するための地下水位の監視及び測定
- (ii) 廃棄物埋設地の動水勾配を確認するための地下水位の監視及び測定
- (iii) 覆土内水位の監視及び測定

### (i) 敷地の地下水の流向を確認するための地下水位の監視及び測定

敷地の地下水の流向の大局的な傾向は、掘削工事等の局所的な地形変更及び地下水位変動によって変わらないこと並びに周辺監視区域境界付近の地下水面標高と地形面標高の等高線形状が調和的なことである。

また、敷地全体の地下水の流向が北側に向かっても線量評価上問題ないが、将来においても敷地の地下水の流向の大局的な傾向が変わらず、主に南側に流れていることを確認することを目的とし、敷地全体の地下水位並びに廃棄物埋設地周囲の地下水位及び全水頭を監視及び測定するものとする。

敷地の地下水の流向は、以下の2つの観点で確認する。

#### a. 敷地全体の地下水の流向

線量評価の前提条件である敷地全体の地下水の流向は、敷地全体の地下水面分布の変化を監視及び測定することによって求めることができることから、周辺監視区域境界付近に地下水位測定孔を設置するものとする。

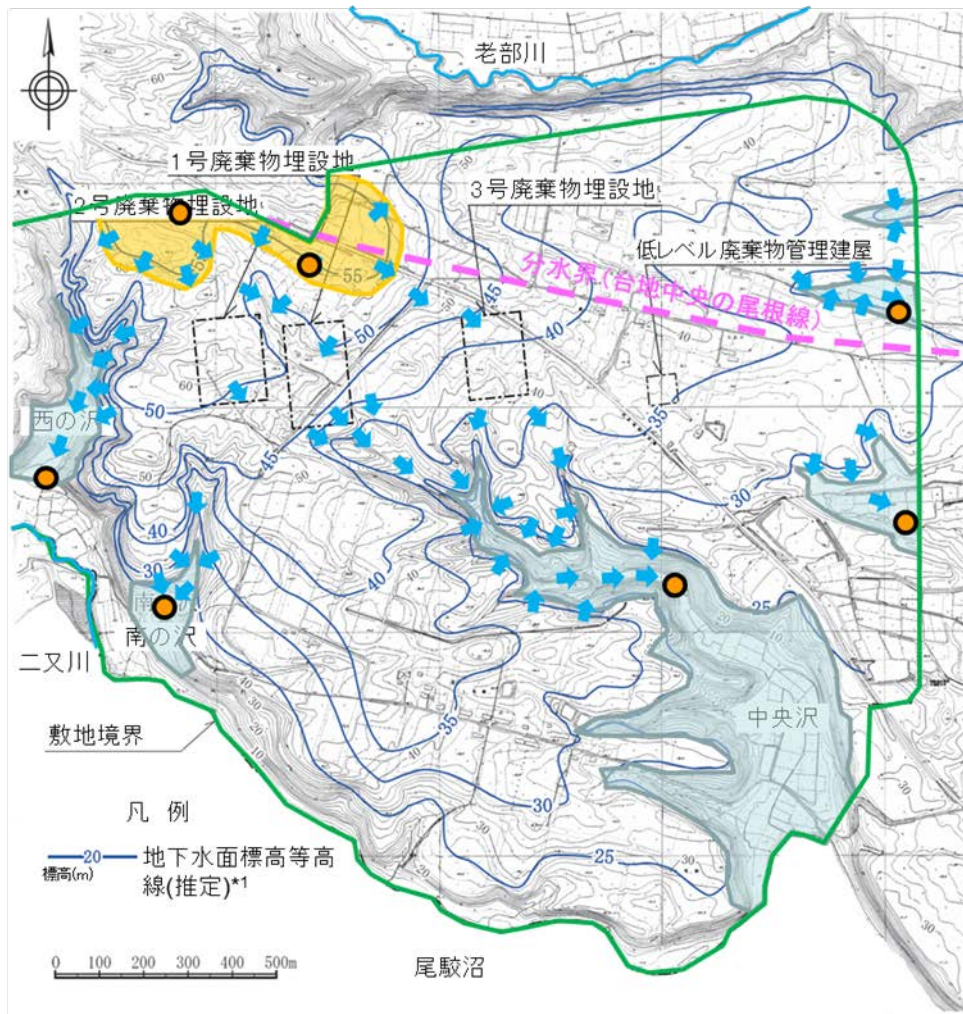
監視方法、監視及び測定期間、監視頻度、地下水位測定孔の位置・深さ、測定方法、測定頻度及び測定精度について第5表及び第4図に示す。

第5表 敷地の地下水の流向を確認するための地下水位の監視及び測定の実施方法<sup>\*1</sup>

項目	考え方
監視方法	敷地の地下水の流向を確認する方法は、周辺監視区域境界付近の地下水流れの上流域や地下水が集水されやすい台地内開析谷付近において地下水位測定孔を設け、測定した地下水位が既往データの変動範囲にあるかを確認することにより行う。
監視及び測定期間	覆土完了から廃止措置の開始までの間とする。
監視頻度	敷地の地下水の流向を確認するための地下水位の監視頻度は、季節変動の影響を評価できるように1年に1回とする。
地下水位測定孔の位置	地下水流動場が敷地の地形と調和的であることから、敷地外でかん養された地下水が敷地内に流入してくる敷地境界付近及び降雨雪により台地にかん養された地下水が集水しやすい台地内の開析谷付近を選定する。
地下水位測定孔の深さ	降雨等による地下水位の変動を考慮しても測定できる深さとする。
測定方法	触針式水位計を用いて、地下水面と地下水位測定孔の管頭の距離を測定し、測定した距離と管頭標高から、地下水面の標高を計算により求める。
測定頻度	事業規則 <sup>*2</sup> 第十三条の要求及び地下水位の季節変動を考慮して設定する。
測定精度	測定期間及び使用環境に適応して実用上必要な精度で測定できる性能を有する監視設備及び測定設備を用いる。

\*1: 定期的な評価等の結果に基づき、監視及び測定項目、監視測定設備やその位置、頻度等は、必要に応じ見直す。

\*2: 事業規則: 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則。



- 凡例**
- : ① 降雨雪により台地にかん養された地下水が集水しやすい台地内の開析谷付近
  - : ② 敷地外でかん養された地下水が敷地内に流入する敷地境界付近
  - : 地下水位測定孔(既設)
  - : 地下水の流向(推定)\*2

\*1 : 敷地造成前の1986年6月の地下水位測定データを基に地形形状を勘案して作成した。

\*2 : 地下水の流向は、地下水面標高等高線と直角の方向に地下水面標高が大きい方から小さい方の向きに矢印を引いた。

第4図 周辺監視区域境界付近の地下水位測定孔候補



b. 廃棄物埋設地設置地盤付近の流向

廃棄物埋設地の北～北東側には、東－西方向～西北西－東南東方向の台地の中央に尾根線が分布し、基本的にはこの尾根線よりも北側では主に北へ、南側では主に南へ地下水が流れていると考える。

3号廃棄物埋設地は、台地中央の尾根線に近く、その南側に位置する。3号廃棄物埋設地北側で測定した地下水の全水頭測定値は孔間の全水頭の差が少ない箇所もあるが、地下水は主に南に向かっていることを確認する。

監視方法、監視及び測定期間、監視頻度、地下水位及び全水頭測定孔の位置・深さ、測定方法、測定頻度及び測定精度について第6表及び第5図に示す。

第6表 廃棄物埋設地設置地盤付近の流向を確認するための  
地下水位及び全水頭の監視及び測定の考え方(1/2)\*1

項目	考え方
監視方法	埋設設備から放射性物質が地下水を媒体に移行するシナリオを考える上で3号廃棄物埋設地付近における地下水の流向(主に南側に流れていること)を確認するため、3号廃棄物埋設地付近において以下のデータを取得する。 ① 3号埋設設備付近の地下水位 ② 3号埋設設備設置地盤標高付近の全水頭 なお、地盤中の地下水の流れは、複数地点の地下水位(若しくは全水頭)の大きさを比較することで確認できる。
監視及び測定期間	覆土完了後において今後人為的な地下水位(若しくは全水頭)の低下を引き起こさない時期から廃止措置の開始までの間とする。 なお、定期的評価等の結果により必要に応じ期間を見直すものとする。
監視頻度	廃棄物埋設地設置地盤付近の流向を確認するための地下水位及び全水頭の監視頻度は、季節変動の影響を評価できるように1年に1回とする。
地下水位及び全水頭測定孔の位置	3号廃棄物埋設地付近における地下水の流向の監視目的は、3号埋設設備を通過した地下水が3号廃棄物埋設地の主に南側に流れていることの確認にあることから、監視位置は、以下の点を考慮して第5図に示す監視位置範囲を目安に地下水位及び全水頭測定孔を設置する。 ・台地中央の尾根線の南側であること ・3号廃棄物埋設地の北側であること ・主流向方向を四方位程度で確認できる箇所数及び配置とすること

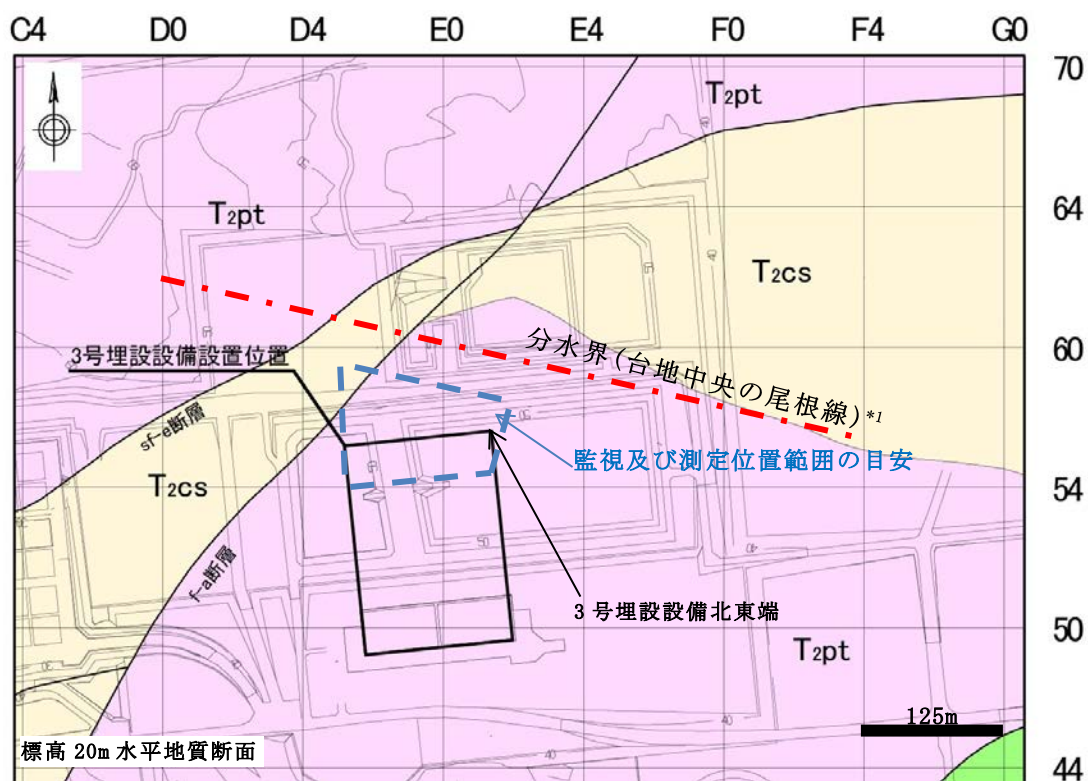


第 6 表 廃棄物埋設地設置地盤付近の流向を確認するための

地下水位及び全水頭の監視及び測定の実態(2/2)\*1

項目	考え方
地下水位及び全水頭測定孔の深さ	地下水位測定孔は、降雨等による地下水位の変動を考慮しても測定できる深さとする。全水頭測定孔は、埋設設備設置地盤標高付近の全水頭を測定できる深さとする。
測定方法	触針式水位計を用いて、地下水面と地下水位又は全水頭測定孔の管頭の距離を測定し、測定した距離と管頭標高から、地下水面の標高を計算により求める。
測定頻度	測定頻度は、3号埋設設備付近の地下水位及び3号埋設設備設置地盤標高付近の全水頭の時間変化と地下水の流向の傾向を把握できるように設定する。 また、3号埋設設備付近の地下水位及び3号埋設設備設置地盤標高付近の全水頭は、事業所敷地内の降雨や融雪によってかん養される水量の影響を受けている。よって測定頻度は、気象観測の降水量や積雪深の最小観測頻度と同じ時間当たり1回とする。
測定精度	測定期間及び使用環境に適応して実用上必要な精度で測定できる性能を有する測定設備を用いる。

\*1: 定期的な評価等の結果に基づき、監視及び測定項目、監視測定設備やその位置、頻度等は、必要に応じ見直す。



凡例

- fl 盛土
- T2ps 軽石混り砂岩層
- T2pt 軽石凝灰岩層
- T2cs 粗粒砂岩層
- 断層
- 地質境界線

第 5 図 3 号廃棄物埋設地付近における地下水の流向の監視及び測定位置の考え方<sup>\*2</sup>

\*1: 第 1 図の分水界(台地中央の尾根線)をトレースした。

\*2: 全水頭を地下水標高に置き換えることにより、地下水の流向の監視にも適用できる。

(ii) 廃棄物埋設地の動水勾配を確認するための地下水位の監視及び測定

廃棄物埋設地の動水勾配は、線量評価の前提であり、廃棄物埋設地の地下水流れの上流側と下流側の地下水位を測定することで求めることができるため、廃棄物埋設地に地下水位測定孔を設置する。

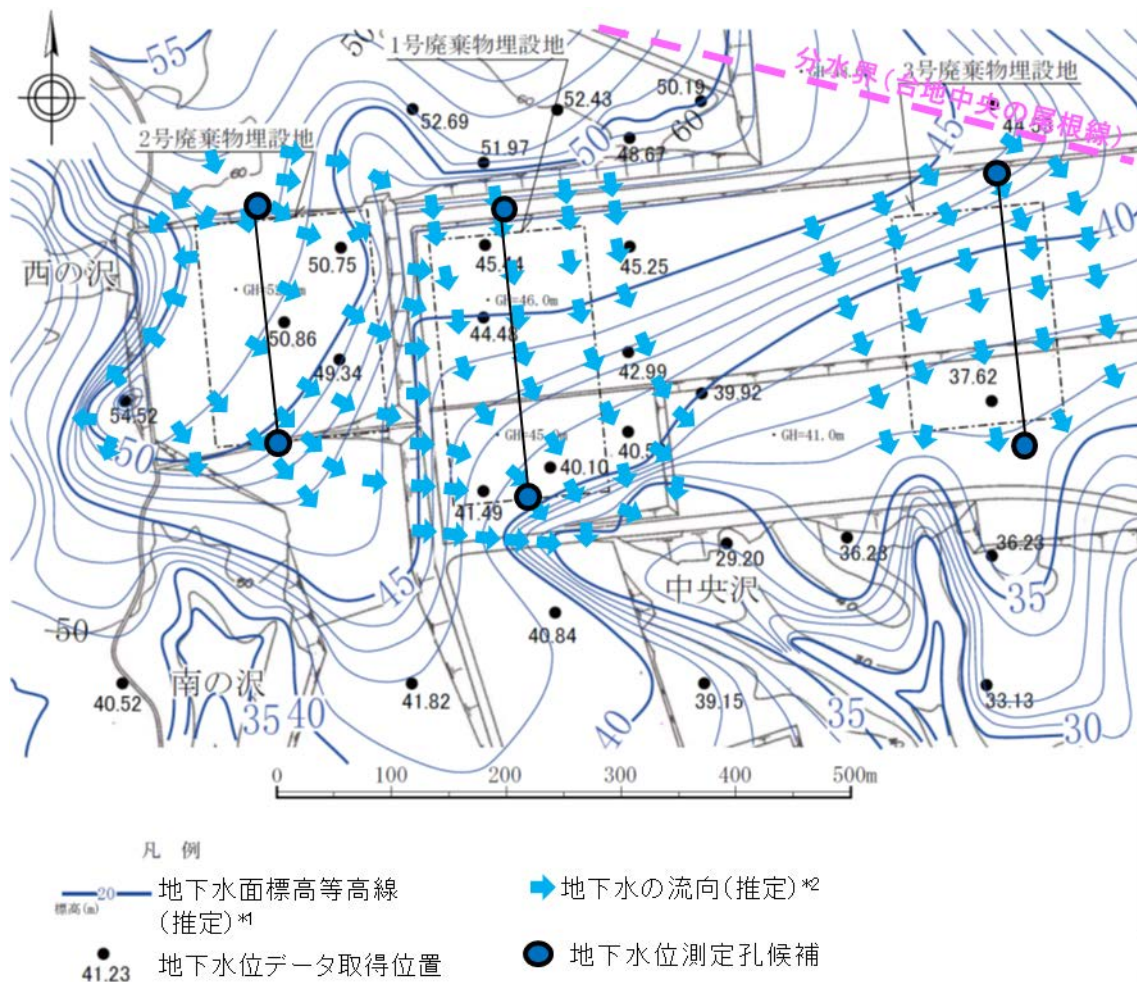
監視方法、監視及び測定期間、監視頻度、地下水位測定孔の位置・深さ、測定方法、監視頻度、測定精度について第7表及び第6図に示す。

第7表 廃棄物埋設地の動水勾配を確認するための地下水位の監視及び測定の考え方<sup>\*1</sup>

項目	考え方
監視方法	廃棄物埋設地付近の地下水流れの上流側と下流側の地下水位の差と距離から動水勾配を求め、敷地全体の平均的な動水勾配と比較検討して想定外事象の有無を確認する。
監視及び測定期間	覆土完了から廃止措置の開始までの間とする。
監視頻度	廃棄物埋設地の動水勾配を確認するための地下水位の監視頻度は、季節変動の影響を評価できるように1年に1回とする。
地下水位測定孔の位置	廃棄物埋設地における地下水の動水勾配を確認することから、廃棄物埋設地付近の地下水流れの上流側と下流側とする。
地下水位測定孔の深さ	覆土後の再冠水や降雨等による地下水位の変動を考慮しても測定できる深さとする。
測定方法	触針式水位計を用いて、地下水面と地下水位測定孔の管頭の距離を測定し、測定した距離と管頭標高から、地下水面の標高を計算により求める。
測定頻度	事業規則 <sup>*2</sup> の第十三条の要求及び地下水位の季節変動を考慮して設定する。
測定精度	測定期間及び使用環境に適応して実用上必要な精度で測定できる性能を有する測定設備を用いる。

\*1: 定期的な評価等の結果に基づき、監視及び測定項目、監視測定設備やその位置、頻度等は、必要に応じ見直す。

\*2: 事業規則：核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則。



\*1：地下水面標高等高線は、覆土完了後の地形に最も近いと想定される敷地造成後の1990年6月の地下水位測定データを基に地形形状を勘案して作成した。

\*2：地下水の流向は、地下水面標高等高線と直角の方向に地下水面標高が大きい方から小さい方の向きに矢印を引いた。

第6図 廃棄物埋設施設の動水勾配を確認するための地下水位測定孔候補

(iii) 覆土内水位の監視及び測定

覆土内水位は、線量評価の前提であり、廃棄物埋設地の覆土施工範囲の地下水位を測定することで求めることができるため、廃棄物埋設地の覆土施工範囲に地下水位測定孔を設置する。

監視方法、監視及び測定期間、監視頻度、地下水位測定孔の位置・深さ、測定方法、測定頻度、測定精度について第8表及び第7図に示す。

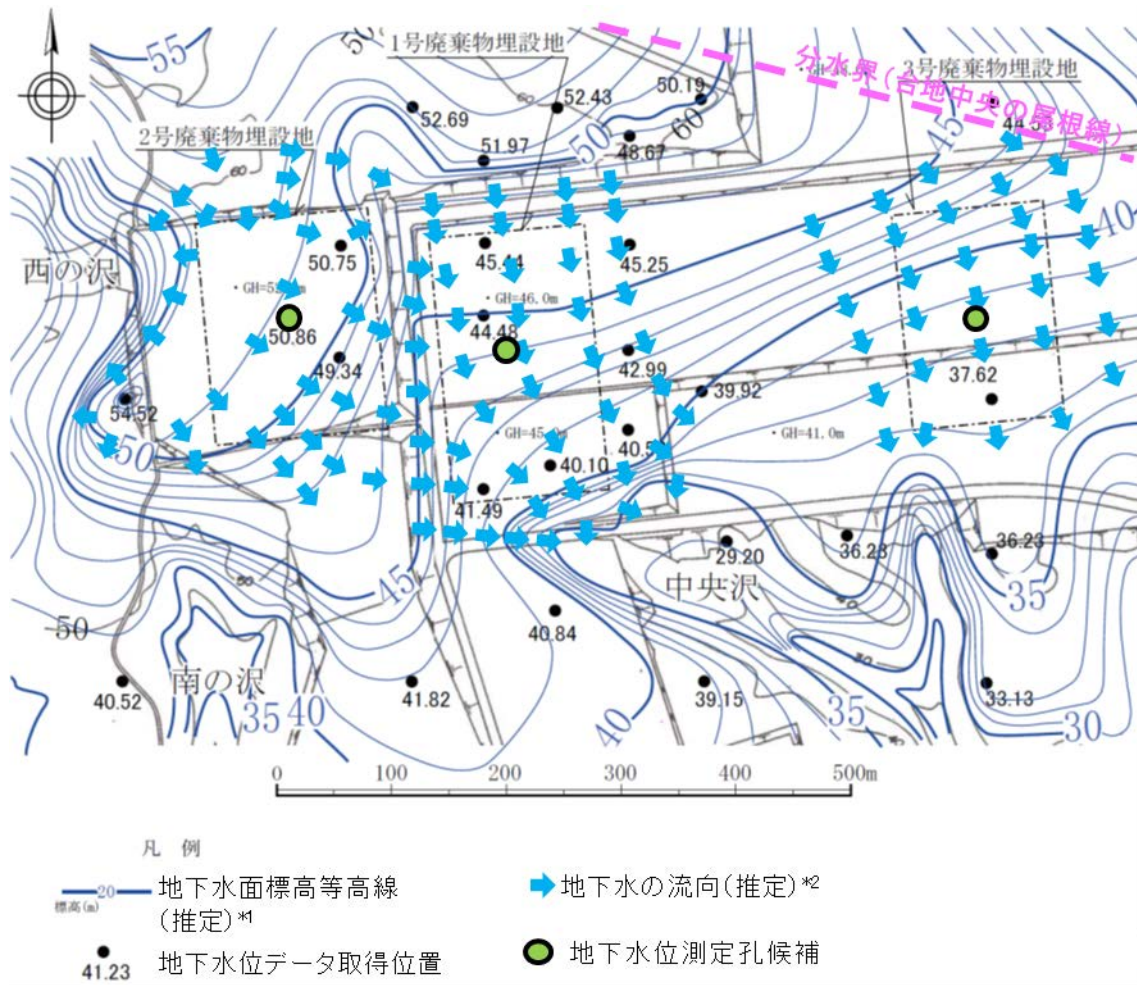
第8表 覆土内水位を確認するための地下水位の監視の考え方<sup>\*1</sup>

項目	考え方
監視方法	覆土完了後に上部覆土内に地下水位測定孔を設け、地下水位を測定し、覆土内土壌の水浸範囲・覆土内地下水流量を求める前提とした覆土内地下水位が季節変動を考慮して想定される範囲にあるかを確認することにより行う。
監視及び測定期間	覆土完了から廃止措置の開始までの間とする。
監視頻度	廃棄物埋設地の動水勾配を確認するための地下水位の監視頻度は、季節変動の影響を評価できるように1年に1回とする。
地下水位測定孔の位置	廃棄物埋設地の覆土施工範囲とする。
地下水位測定孔の深さ	覆土後の再冠水や降雨等による地下水位の変動を考慮しても測定できる深さとする。また、下部覆土を損傷しない深さとする。
測定方法	触針式水位計を用いて、地下水面と地下水位測定孔の管頭の距離を測定し、測定した距離と管頭標高から、地下水面の標高を計算により求める。
測定頻度	事業規則 <sup>*2</sup> の第十三条の要求及び地下水位の季節変動を考慮して設定する。
測定精度	測定期間及び使用環境に適応して実用上必要な精度で測定できる性能を有する測定設備を用いる。

\*1: 定期的な評価等の結果に基づき、監視及び測定項目、監視測定設備やその位置、頻度等は、必要に応じ見直す。

\*2: 事業規則: 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則。





\*1:地下水面標高等高線は、覆土後の地形に最も近いと想定される敷地造成後の1990年6月の地下水位測定データを基に地形形状を勘案して作成した。

\*2:地下水の流向は、地下水面標高等高線と直角の方向に地下水面標高が大きい方から小さい方の向きに矢印を引いた。

第7図 覆土内水位を確認するための地下水位測定孔候補

3. 類似環境下での原位置試験及び必要に応じてそれを補完する室内試験による監視及び測定

類似環境下での原位置試験及び必要に応じてそれを補完する室内試験を実施し、人工バリアの収着性及び低透水性の変化を確認する。第9表に人工バリアの収着性、低透水性に関する監視及び測定の考え方を示す。

第9表 人工バリアの収着性、低透水性に関する監視及び測定の考え方\*1

項目	考え方
監視方法	各部材の特性及び影響要因を考慮した供試体を製作し、類似環境下に埋設する。埋設した供試体を定期的に回収し、各測定を行い各バリアの状態変化を評価する。
監視及び測定期間	覆土完了から廃止措置の開始までの間。
位置	埋設設備の環境と類似させるために、廃棄物埋設地近傍で各バリア材と同程度の深度に供試体を埋設する。
測定方法	埋設した供試体を回収し、室内試験を実施する。各試験方法は、ISO規格、日本産業規格の他、原子力学会、地盤工学会基準等、各学会基準に準拠する。規格、基準がないものについては、試験結果の妥当性を評価する。
監視及び測定頻度	長期状態評価を踏まえて、覆土完了後から必要な頻度で実施する。

\*1: 定期的な評価等の結果に基づき、監視及び測定項目、監視測定設備やその位置、頻度等は、必要に応じ見直す。

(1) 人工バリアの収着性の監視及び測定項目

人工バリアの収着性に対する各部材の監視及び測定項目と影響要因を第10表に示す。類似環境下に埋設する供試体及び周辺材料は、各影響要因を考慮した構成とする。第11表に人工バリアの収着性に対する測定項目の試験方法を示す。

第 10 表 人工バリアの収着性に対する各部材の  
監視及び測定項目と影響要因

部材	監視及び測定項目	影響要因
セメント系材料 (廃棄体固型化 材、埋設設備)	分配係数	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水によりセメント水和物の溶解や地下水成分との反応による二次鉱物の生成により空隙構造が変化する。</li> <li>廃棄体に含まれる硫酸塩とセメント水和物の反応によりエトリンガイト等が生成し空隙構造が変化する。</li> <li>廃棄体に含まれる有機物(セルロース)はアルカリ性の環境下において分解し、生成したイソサッカリン酸の放射性物質が錯体を形成し、収着性に影響する。</li> </ul>
	間隙率	
	密度	

第 11 表 収着性に対する測定項目の試験方法\*1

試験項目	試験方法	備考
分配係数 (セメント系材料)	収着分配係数の測定方法—浅地中処分のバリア材を対象としたバッチ法の基本手順(AESJ-SC-F003:2002)	-
間隙率 (セメント系材料)	水銀圧入法による土及び岩の細孔体積及び細孔体積分布の測定に関する標準試験方法(ASTM D44404-84(1998)e1)	廃棄体固型化材は除く
密度 (セメント系材料)	Concrete, hardened -- Determination of density ISO 6275:1982 又は、体積及び重量測定からの算定による。	

\*1:なお、試験方法は、実施環境及び実態に応じて見直すものとする。



(2) 人工バリアの低透水性の監視及び測定項目

人工バリアの低透水性に対する各部材の監視及び測定項目と影響要因を第 12 表に示す。類似環境下に埋設する供試体及び周辺材料は、各影響要因を考慮する。第 13 表に人工バリアの低透水性に対する測定項目の試験方法を示す。

第 12 表 人工バリアの低透水性に対する各部材の監視及び測定項目と影響要因

部材	監視及び測定項目	影響要因
難透水性覆土	透水係数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可溶性塩影響により、空隙特性(空隙率、空隙構造)が変化するとともに、膨潤性能が低下する。</li> <li>・セメント系材料からの高アルカリ性の間隙水により、ベントナイト構成材料の溶解に伴う密度低下が生じる。溶解成分と地下水成分等が反応して二次鉱物が沈殿する。</li> </ul>
	空隙率	
	密度	

第 13 表 人工バリアの低透水性に対する測定項目の試験方法\*1

試験項目	試験方法	備考
透水係数	低透水性材料の透水試験方法(JGS 0312-2018)	-
空隙率	砂置換法による土の密度試験方法(JIS A 1214)	-
密度	土の含水比試験方法(JIS A 1203) 土粒子の密度試験方法(JIS A 1202) ベントナイト等のメチレンブルー吸着量の測定方法(JIS Z 2451)	-

\*1:試験方法は、実施環境及び実態に応じて見直すものとする。